

平成 29 年 6 月 14 日（水曜日）

（会議第 3 日目）

応招議員

1 番	坂 本 あ や	2 番	濱 村 博	3 番	藤 本 岩 義
4 番	矢 野 昭 三	5 番	澳 本 哲 也	6 番	宮 川 徳 光
7 番	小 永 正 裕	8 番	中 島 一 郎	9 番	宮 地 葉 子
10 番	森 治 史	11 番	池 内 弘 道	12 番	浅 野 修 一
13 番	小 松 孝 年	14 番	山 崎 正 男		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	松 田 春 喜
町 参 事	北 岸 英 敏	総 務 課 長	宮 川 茂 俊
情報防災課長	徳 廣 誠 司	税 務 課 長	尾 崎 憲 二
住 民 課 長	藤 本 浩 之	健康福祉課長	川 村 一 秋
農業振興課長	宮 地 丈 夫	まちづくり課長	金 子 伸
産業推進室長	門 田 政 史	地域住民課長	矢 野 雅 彦
海洋森林課長		建 設 課 長	森 田 貞 男
会 計 管 理 者	小 橋 智 恵 美	教 育 課 長	坂 本 勝
教 育 次 長	畦 地 和 也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 都 築 智 美

議事日程第3号

平成29年6月14日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

## 議 事 の 経 過

平成 29 年 6 月 14 日  
午前 9 時 00 分 開会

議長（山崎正男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、質問者、中島一郎君。お願いします。

8 番（中島一郎君）

おはようございます。

今議会におきましては 3 問についてご質問を致しますので、よろしくお願いを致します。

まず初めに、商工、水産業の経営支援事業についてでございます。

町内の産業振興や地域振興のために、県、町、金融機関、産業経済団体などの提携により、幅広い融資制度が取られていることで、企業者等の金融緩和策が図られています。

今回は、商工、水産業の経営支援事業の概要や今後の対応について質問を致します。

まず初めに、カッコ 1、商工業の経営支援事業について。

マル 1 に入ります。

4 月 1 日から、黒潮町中小企業者等経営支援事業が新しく創設されました。このことは、町や高知県、金融機関、保証協会、そして商工会の皆さんのご努力のたまものだと思い、敬意を表するところでございます。

この制度は、高知県の融資制度を活用して、自ら事業資金等を調達して、事業を推進する際に町の産業振興および地域振興に資すると判断された場合に、その保証料や利子補給を行い、経営的負担の軽減を図ることになっております。

この事業の補給金の交付対象は、高知県の 1 つとして安心実現のための高知県緊急融資。または、2 つ目として産業振興計画推進融資の利用であることとなっております。

県の融資制度は多種多様にわたっているわけですが、私もこの平成 28 年度の中小企業金融のしおりをちょっと勉強してもらいましたが、この安心実現のための高知県緊急融資と産業振興計画推進融資の 2 件が、今回対象になっているのですが、なぜこの 2 件だけなのか。

そのあたりの経過説明について、初めにお伺いを致します。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

おはようございます。

通告書に基づきまして、中島議員の 1、商工、水産業の経営支援について、カッコ 1、商工業の経営支援事業についてのご質問のうち、マル 1、黒潮町中小企業者等経営支援事業のご質問にお答えを致します。

まず、通告書に基づき、お答えをさせていただきたいと思っております。

町では、関係機関のご協力により、また 3 月議会で予算をお認めいただき、中小企業者等の経営支援を行う

目的で、黒潮町中小企業者等経営支援事業を創設致しました。

この事業では、中小企業者等に対して、保証料補給による支援、利子補給による支援、また、黒潮町中小企業者等経営支援会議による支援を行うことにしております。

保証料補給による支援では、高知県融資制度のうち、安心実現のための高知県緊急融資、または、産業振興計画推進融資を受けた中小企業者等が負担する保証料を町が補助致します。

利子補給による支援では、産業振興計画推進融資を受けた中小企業者等に、対象融資に係る利子の一部、1パーセントを町が補助致します。

また、黒潮町中小企業者等経営支援会議による支援では、中小企業者等の経営について効率的かつ効果的に機能させるため、関係機関と連携して支援する仕組みを構築致しました。

なお、保証料と利子の補給を受けるためには、事業所を町内に有しており、かつ、町内に住所を有している者。経営の支援等について黒潮町中小企業者等経営支援会議から指示、および指導を受けることを了承した者。町税等を滞納していない者など、その他一定の要件がございます。

この事業の受付をはじめ総合的世話係は、商工会事務局にお願いをしており、事業者の皆さまにとって相談しやすい体制を取っておりますので、十分にご活用いただきたいと考えております。

なお、この事業は、商工会単位以外の事業者にも利用は可能でございます。

そして、なぜこの県融資制度の中から2つの融資を選んだかということがございますけれども。

まず、この制度をつくるに当たりましては、商工会、信用保証協会、金融機関、そして高知県、そういった方々と勉強会をしましてまいりました。その中で、高知県の融資を利用することが良いだろうということで話を進めましたけれども、その中でもこの2つの事業というのは比較的利用のしやすい事業、そういったアドバイスを信用保証協会などからもいただきましたので、この2つの事業を選択したわけがございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

ありがとうございました。

比較的、この2件については利用しやすいということで、この2件に絞ったという説明があったわけですが。

今、室長の方からですね、この制度の中身について今ご説明があったわけですが、若干私の方も、細かい部分に触れさせていただきたいと思えます。

この制度は、今もありましたように、まあ商工会の会員でなくとも、町内の事業者であれば利用ができると。これは大変、産業振興面から見ても有意義な制度だと、私も思っております。

ただ、ここでちょっといろいろ思うんですが、安心実現のための高知県緊急融資。前も室長の方からも説明ありましたけど。融資枠が、限度額が1,000万円で、貸付利率が7年償還で2.27パーセント、それで保証料のみ補給と。

それから産業振興計画推進融資は、貸付利率が7年で、同じく2.27の利息と。それから、保証料および貸付利息一部。これは1パーセントですけど。それから商工会の方は、それプラス0.2の利子補給をしてあげますと。そういう理由になっていると思うんですが。

ここで、私がかちょっと自分ながら思うところはですね、比較論としてですが、担当課長も多分ご存じだと思いますが、小規模事業者経営改善資金、普通に言いますマル経融資というのが、これは日本政策金融公庫、国の政府融資で、小規模事業者の方の経営改善の役に立てようと、無担保、無保証の融資事業があります。こ

れはですね、融資枠が2,000万円で、そして貸付利率が、先ほど言いましたけれども、県の場合は2.27ですね。今回、町の方ができたやつはですね。これが4月12日から、この場合は1.16であったものが、4月12日から1.11に改定をされています。

そして、その貸付利率を比較してみますと、2.27から1.0を引いても1.27と。まあ言えば、このマル経融資の方が若干、貸付利率は低いと。そういう理屈になるんですね。

それと、この3年間の黒潮町でのこの融資の利用を調べてみますと、52件で、貸付金額が約2億5,600万円程度になっています。

それともう一つは、このマル経融資の利子補給をしてないかどうかということも調べてみました。これを四国内で調べてみますと、徳島県で12市町、それから香川県では6市町でございしますが、その中で県も入っております。それから愛媛県は12市町。それから高知県はですね、本山町と芸西村で2町村。大変、高知県が少ないわけですが、事業者の皆さんにとってはですね、融資制度における選択肢が広がるということは大変良いことだと思います。

こういうことをかんがみて、この運用の在り方に、こういうマル経融資なんかにも踏み込んだ、そういう話し合いがされたかどうか。そこらあたりですね。高知県からの指導でこのがはできたと思うんですが、この前の新聞を見てみますと、多分土佐町さんも、この中小企業における利子補給というのを新聞で見たんですが、多分これと同じやつだと思うんですけれども、このへんの協議はされたかどうか。

そのへんについて、ちょっとお聞き致します。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問に答弁させていただきます。

今回のこの新制度は、保証料の補給と、それから利息の補給だけではなくてですね、自分たちはこれが最大のテーマだと思ってずっと協議をしてきたんですけれども、保証協会と金融機関を巻き込んだ支援体制をどうつくるのかというのが、自分たちの一番目指すところです。これ、2年間かけて勉強会やってきたんですけども、県から指導をいただいたことは一度もございません。自分たち独自でつくり上げた仕組みになっておりまして。

少し補足をさせていただきますと、安心実現で大体の業態が拾えるようになります。それでまず、広く保証料の補給をさせていただきたいと。それによって、今現行でご商売をされている方への経営支援、これがまず第一でございます。

次に、経営支援会議で経営計画を組んでいただいて、かつ、町内の産業振興に資すると認められるもの。これについては、その波及効果を考えて、さらに利息の補給をやりますよ。これが制度の趣旨、根幹でございます。

かつ、その黒潮町の経営支援会議に諮らなければならないので、そのいわゆるメンバーといいますか、会議のメンバーが保証協会であり金融機関であり、あるいは、場合によっては保証協会が持つ今のネットワーク。経営支援会議のネットワークは既に保証協会が持つておりまして、そこに税理士さんであるとか中小企業診断士さんであるとか、案件によってはそういう方をオブザーバーとしてお招きをしてご意見をいただくと。こういった包括的な仕組みになっております。

従いまして、ご質問いただきましたように非常に使いやすいマル経もあって、さらに2本立てで、うちの支援事業もあるということで、最終的なご判断はご利用される業者の方に選択いただくわけですが、自分

たちとしては、できればその経営支援会議と連携を密にできるような仲をつくって、しっかりと、ただ融資がされるだけではなくて、それがしっかりと経済効果を生み、波及効果を生み出すようなモデルになっていけるような、その経営支援会議の中でのお話し合いが活性化できると。こういったことに自分たちは重きを置いて、制度設計をしております。

従いまして、マル経よりもこっちが有利ですとか、マル経の方が有利ですとか、そういったことを言うつもりは全くございませんで、あくまでもご選択される方の選択肢の一つとしてご利用いただければと思っております。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

内容については理解を、町長の方から今説明受けましたので理解をしたところですが、私なりにちょっといろいろと質問を考えておりますので、ひとつお願いしたいと思います。

次のマル2へ移りますが。

この黒潮町商工経営資金融資、これは佐賀町の時代に昭和51年7月1日に、規則を見ると創設をされております。40年以上にわたり、小規模企業者の金融を緩和して産業の育成に貢献をしたところではありますが、この制度はですね、1,000万円を商工会に無利子で貸し付けて、それから金融機関へ預託をすると。その預託した1,000万は、8倍の融資枠で8,000万円の枠ができると。それで商工会の皆さんは、融資の限度額は最高300万円、そして融資の期間は48カ月ですので4年間。そういう理屈で、この資金の運用がされているわけですが。

この5年間の利用状況と、それから現在の貸付利息。このことについてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

通告書に基づきまして、中島議員の1、商工、水産業の経営支援について、カッコ1、商工業の経営支援事業についてのご質問のうち、マル2、黒潮町商工経営資金融資のご質問にお答え致します。

まず、黒潮町商工経営資金融資の5年間の利用状況でございますが、平成24年度が1件、平成25年度が2件、平成26年度が2件、平成27年度が1件、平成28年度が1件でありまして、5年間の貸付実績は7件でございます。この7件の貸付金額は1,920万円となっております。

また、貸付金利につきましては、町と商工会、および取扱金融機関が協議により定めることになっており、現在は2パーセントでございます。

そして、ご質問にあります今後の対応と致しましては、これまで黒潮町における事業資金の融資を促進し、町内業者の育成および振興に寄与してきた黒潮町商工経営資金融資でございますが、新たな仕組みの構築に伴いまして今年度をもって廃止をし、融資を希望される皆さまには、先ほどのご質問にございました黒潮町中小企業者等経営支援事業の利用を進めてまいります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

今後の対応ということについては、ちょっとこの質問を聞いてから答えをいただいて聞こうと思ったんですが、まあこれはおやめになるという認識でよろしいわけですね。

そのことはですね、次のことにも掛かってきますので、次の質問の水産業の経営支援事業にもちょっと関連しますので、ここでひとまずちょっと置かせてもらいます。

続きまして、カッコ2の水産業の経営支援事業についてご質問をさせていただきます。

マル1でございますが。

この水産業経営資金融資についても、まあ町単独で行われておりまして、先ほど申し上げました商工業の経営資金と、規則の内容はまず変わらないと思います。そういう状況下の中で、佐賀町の時代に、これも平成14年の4月1日から施行され15年が経過しておりますが、水産業の融資を促進して、町内の水産業者の育成および振興に資することが目的とされております。

この融資制度もですね、同じく県漁協に1,500万円を無利子で貸して、それから県漁協が金融機関に預託して、8倍の融資枠を作ると。融資枠は1億2,000万円になってるわけですが、これは大部分が運転資金として利用をされていると思います。

それで融資の限度枠は、これは漁船の総トン数で分けておりまして、2トンから15トンまでが250万円、それから15トンから20トンが500万円、20トン以上の船籍については1,500万円。それから複数携帯、船を2隻以上持つての方は、一隻当たり1,000万円と。それから、貸付期間が36カ月で3年と。こういう形になっているんですが。

この融資についてもですね、まず初めに、5年間の融資の利用と、現在の貸付利息についてお聞き致します。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは中島議員のご質問の、水産業経営資金の現状と今後ということにつきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

この水産業経営資金につきましては、水産業資金の融資を促進し、町内水産業者の育成および振興に資することを目的に定めた融資制度でありまして、旧佐賀町時代に始まり、これまで大型、中型カツオ船を中心に、経営の安定と運営に大変貢献している制度でございます。

ご質問の過去5年間の利用状況につきましては、平成24年度が4件、25年度が5件、26年度が0件、27年度が1件、28年度も0件の、合計10件となっております。

現在の融資者は、1名でございます。

また、現在の貸付利息は1.75パーセントとなっております。

通告書によりまして今後の対応でございますが、長期の操業期間による資材の調達、餌の確保や燃料の調達等は、現金取引が必要な場合もありまして、現在の借り入れの状況および利用の要望によりまして金融機関の協力をいただき、この制度を継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

水産業のこの融資制度については、まあそういう資材の準備とかいろいろな部分で残していきたいと。商工業の方の分については、取りやめたいと。

この比較論なんですけども、ちょっとこう分かりにくいといひますか。商工の方はなぜおやめになるかいうたら、今回の新しいこの経営資金ができたからやめたいというような説明だったと思うんですが。これはです

ね、やっぱり新しい選択肢ができて、先ほど町長が説明したように計画性の持ったその事業の展開していくのなら、それも十分理解できます。ただ、今いろいろと事業している方が、その物の仕入れしたときの仕入れ資金とか、つなぎ資金とか、いろいろな理由によって融資を受ける場合があります。現在ではですね、割とこの両方、水産業にしても商工業にしても、それを利用する方が少なくなっておりますけれども、私はこういう制度というのは社会情勢の変化によって、またそういう時々利用したい方ができてくるわけですね。町長が言うたことは十分理解できるわけですが、ほんとに事業者にとっては、明日、あさって、そういうふうな資金繰りを考えないかん場合があります。この両者の融資制度というのは、割と早い機会に、その申請して融資の決定をいただけるシステムになっておりますので、非常に、まあ言葉では悪いか分かりませんが、使い勝手のいい、利用のしやすい制度だったと思うんです。

やけん、先ほども言いましたように、この規約の内容が全く同じものを、片方は取りやめて、片方は残す。その理屈がちょっとこう、私には理解できないわけですが。

私はひとつ、自分が考えたのは、この制度の中身の中に町の損失補償という部分があります。この部分の危険性を求めて、私はやめるがかなあと。もう来年からなくするがかなあとというらえ方をしていたんですが、そうでもないような感じも致します。

例えば、今も申し上げましたように、昭和51年でしたかね、それからずうっとやってきて40年以上、いろいろな商工業者の皆さんが借ってきて、1回だけ事故を起こしたことがあります。それは、記憶ですけど合併をしたその年だったと思いますが、それは90万か100万ぐらいの事故を起こしていると思います。それだけであって、商工業の資金において1件、水産業においては全くないわけですね、そういうことが。そういう財政的な面でもそれほど負担というものは掛けてないと、自分自身は思うわけですが。

そういうふうな商工業者の皆さんが選択肢をする。片方ができて片方がなくなるというのは、僕は選択肢が広がったという理屈にはならないと思うんです。やけんそこらあたりをですね、町の方がどういうらえ方をしているのか、そのことをひとつお聞きしたいということと。

それから、今ご説明受けましたように、商工業の方は利率が2パーセント、それから水産業の資金の方は1.75ですね。これは室長からもありましたように、三者で協議して、その社会情勢に応じて下げていかなければならないと思うんですよ。今の一般の住宅資金なんかの融資は、平均的に1.3なんですね。平均的に。そうであればですね、当然、今の段階で話をすれば1.5ぐらいには利率を下げることはできるのではないかと。そのあたりもぜひ取り組んでもらいたい。

この2件についてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それは再質問に答弁させていただきます。

まず、少し自分たちと考え方がずれているなと思うのはですね、2つの制度があって、片方をやめて片方を残しますという話ではないんです。商工経営資金の方は発展的解消です。つまり、いったんつくってしまった制度がベストであるという固定観念に縛られるとこういうことになりますよ、というのが利用実績で出てるわけですね。つまり、利用実績があまりにも少ない制度について、例えば先ほど議員からもご質問がありましたように、住民の税金がもしかしたら突っ込まれるかも分からない保証を付けてまでやらなければならない制度かと。使い勝手がいいと一般論的には判断されるべき事業であるけれども、利用実績を見るとこういうことで。これを実際に、客観的に自分たちは分析して判断をしなければならぬと思っております。



従いまして、もっとより良い融資制度がつくり上げることができないかというのが、まず第一の自分たちの出発点でございます、その既決が今回の中小企業者と経営支援事業ということになります。

ですからまた、先ほど利息のお話もいただきましたが、まずですね、現在の水産業経営資金の利息の方は1.75、その上に町が利子補給をしてるんですけれども、この1.75は昨年4月からだったと思います。一昨年度に金融機関と、今の水産業を取り巻く環境の厳しさを一生懸命お訴えさせていただいて、0.25の利率の軽減を金融機関にやっていただきました。そのように随時金融機関と交渉をやっておりまして、そういった成果としてまあ1.75、議員から言うと1.5ぐらいまでいけるんじゃないかというようなことも重々自分たちも自覚しておりますが。いわゆる紳士協定ではないですけれども、第三者機関、金融機関との協議ということでございますので、あまりこちらも根拠のない、どちらかといいますとエゴが出るような交渉というのは、これまでの信頼関係上あり得ないことだと思っています。

従いまして、しっかりとエビデンスをそろえてですね、現況はこうだからこのぐらいの利息でお願いできないでしょうか、ということを経続的にやっていくと。こういったことです。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

もう分かりました。いろいろとこう、若干、私との考え方の相違点もありますが、この件についてはこのへんで置かしてもらいまして。

2の、公の施設の管理運営と業務委託契約等について質問をさせていただきます。

黒潮町の公の施設のうち約20施設においてですね、指定管理者制度の導入によって施設の管理運営が行われています。この指定管理者制度は、住民の福祉を増進することを目的として、その利用に供するための施設である公の施設について民間業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで施設の設置の目的を効果的に達成するため、国において平成15年9月に制定をされました。

先ほども申したとおり、施設の管理に民間業者のノウハウを活用することで利用者に対するサービスの向上が期待できることや、管理コストの軽減を図り行政の経費節減ができるという反面、現状では人件費の抑制などコスト削減のみが着目されて、施設の運営管理費などが十分確保されていない場合には、地域の雇用にも影響を与えることも懸念されています。

黒潮町においても、担当課の方で、管理運営については日々の業務の中で対応をされていると思いますが、これからは全施設を総合的に判断して、計画性と安定化した効率的な施設運営が望まれるところですが、この取り組みはできているのか。

このことについてお伺いするために、5問についてお聞きを致します。

マル1の縫製工場の3施設についてですが、この商品の製造や生産性を上げる施設。例えば、水産加工施設や畜産施設、これはブロイラーの施設ですね。それから菌茸施設、エノキの製造、それから缶詰製作施設などがあります。これらの施設は指定管理者制度が導入をされていますが、同じく町内の公施設である縫製工場の3施設は、指定管理者制度が導入されていません。統一した考えを持った管理を運用していく方が、他の施設との整合性が図れるのではないかと思うところではありますが。

このことをしてない理由といますか、できない理由があれば、この場でご説明をお願いしたいと思います。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、まず通告書に基づきまして、中島議員の 2、公の施設の管理運営と業務委託契約等について、カッコ 1、公の施設の管理運営についてのご質問のうち、マル 1、縫製工場の 3 施設については指定管理者制度が導入されていないのはどうしてか、のご質問にお答えを致します。

ご質問の縫製工場の 3 施設とは、黒潮町立大方共同作業所のうち、下田の口の黒潮町立大方共同作業所、および、佐賀の第 1、第 3 黒潮町立同和縫製関係等共同作業所、ならびに、拳ノ川の黒潮町長瀬地区縫製関係等作業所のことと解して、お答えを致します。

この 3 施設につきましては、地域産業の振興を図り、地域住民の就労の場の確保を目的として設置、または黒潮町の産業振興に資するとともに住民生活の安定に寄与し、地域の活性化を図ることを目的として設置した施設でございます。そして、それぞれの施設ごとに賃貸借契約を結んでいるところでございます。

一方、指定管理者制度を導入している施設は、平成 27 年度の業務執行報告書によりますと、佐賀児童館や特別養護老人ホームかしま荘をはじめとする 19 施設となっておりますが、2 つの施設が指定管理者の指定から外れましたので、現在、17 施設が黒潮町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定により管理運営を行っている把握しております。

指定管理者制度は、公の施設の管理について、その施設をより効果的、効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的に、地方公共団体の指定する者が管理を代行する制度でございます。

さて、ここで言う公の施設の定義でございますが、地方自治法第 244 条第 1 項で、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設を言うものでございます。

前置きが長くなりましたが、ご質問の縫製工場の 3 施設につきましては、広く住民に利用される施設ではないため公の施設には該当しないと判断をし、指定管理者による管理を採用しておりません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

ちょっと回答で分からなかったですけども、公施設に該当しないとか何とかいう部分があったんですが。

そしたら、私が初めに言いましたように、縫製工場と水産加工施設や畜産施設、エノキの菌茸施設、缶詰製作所、それとの相違点でできないというのはどういう意味ですか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

自分の方から、再質問にお答えを致します。

公の施設の指定につきましては、旧佐賀町、旧大方町の時代に行っておりまして、そのときにどの施設を指定管理者にするか選択をしております。そのときに共同作業所もですね、議論に挙がっております。

その中で県との協議等行ったところですね、広く一般的に住民の方の利用が公の施設というふうな規定がございますので、共同作業所、縫製工場につきましては、それに該当しないというふうな県の判断もありまして、両旧町で指定管理者の制度を取り入れてないということになってございます。

後に合併をしましてか、それ以前、佐賀町時代になりますが、ほかの共同作業所、畜産等につきましてはですね、以前の資料を見てもみますと、利益が挙がる等の理由によって指定管理の指定をしているように思われます。そこが公共の施設に値するかどうかはちょっと疑問が残るところでございますので、今後ちょっと精査を

する必要があるかとは思いますが、調査をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

はい、理解できました。

私は結構今、この指定管理者制度をうちの町は導入してきておりますので、この3施設についても統一した考えを持ってやっていった方が全体の管理運営ができて協調性が取れるのではないかとこの考え方で、今回、質問をさせていただいたわけです。

理解を致しましたので、次に移らさせていただきます。マル2に入らせてもらいます。

この事業報告書の提出ですが、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、この第9条にですね、毎年度終了後30日以内に、指定管理者は事業報告書の提出を町にしなければならないということになっています。このことは全施設において履行されているのか。

このことについてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは中島議員の一般質問の2番、公の施設の管理運営と業務委託契約等についてのご質問の、カッコの1番のマルの2番のご質問、指定管理者からの事業報告の提出状況について、通告書に基づきお答えします。

議員のご質問は、公の施設の管理状況に関する全体的なご質問であると考えますので、総務課より一括してお答えさせていただきます。

まず、議員がご指摘されますとおり、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第9条に、事業報告書を作成し町長等に提出しなければならない、と規定されております。

先の質問でもお答えさせていただきましたとおり、現在17の施設が、黒潮町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定により管理運営を行っているかと把握しております。

これらの17の施設につきましては、平成28年度分の事業報告書の提出がされているか、各課に問い合わせをしましたところ、17の施設とも事業報告の提出を受けている旨の報告がありましたので、条例で定めるとおりの運営がされているものと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

このことは大変重要なことで、指定管理者の運営や経営状況の把握はもちろん、施設の利用継続の判断材料の一つになると思うんですね。町にとっても、管理指導をしていく上からも明確にしておくべきだと思うわけですが、今回、17施設については事業の報告がされようということですので、このことについては終わりたいと思います。

続きましてマル3、この菌茸施設についてですが。

この施設については、昨日、矢野議員からも質問がありまして重複するわけですが、まあ考えようことは一緒だなと、自分も思ったところでございます。菌茸施設についてお聞きを致します。

この施設はですね、平成2年から4年度に地域改善対策事業によって施設整備がされて、地区内、地区外を問わず、仕事の保障や働く場として、長年にわたり産業や地域振興の発展に尽くしてきたところであります。一時、生産組合の事情もあって事業の休止もありましたが、この7、8年間は町内の菌茸生産の事業者の方の協力をいただき事業の再開ができたことによって、常時14名程度の方が働き、安定した操業がされてきましたが、残念なことに代表の方の体調が優れないこともあって、昨年12月31日の契約期間満了により、町の方へ施設の引き渡しが行われてきました。

その後にはですね、町においても早い段階で指定管理者制度を導入して事業を継続する計画を立てており、現在募集をしているところでありますが、その経過等についてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは通告書に基づきまして、中島議員のマル3、菌茸施設の事業継続のため町内での募集がされているが、その経過についてのご質問にお答え致します。

この菌茸生産共同施設は、平成2年度から平成4年度において、地域住民の就労の場の確保のため、農林業地域改善対策事業により整備された施設でございます。

当該施設は、施設整備後平成19年まで、エノキダケの生産を組合組織により行っておりました。その後、平成20年以降は別の生産組合によりブナシメジの生産をしておりましたが、平成28年12月末をもって終了をしております。

今年の3月議会で、当該施設の設置及び管理に関する条例の可決をいただき、指定管理による管理を行うこととなっております。

この3月に、新たな施設管理者を募集すべく施設の現地説明会のお知らせを町内に行いましたが、説明会への参加者はございませんでした。

その後、施設を利用したいとの考えをお持ちの方もいたことから、今後は、指定管理の条例等の規定に沿って募集を行っていきたいと考えております。

町菌茸農業の振興および地域住民の就労の場の確保等のため、当該施設が有効活用できるよう、早期に利用者が決定できるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

なかなか施設の利用等についてはですね、担当課が頑張っても、相手があることですのでなかなか困難なこと、いろいろ難しいことがあります。

ただ、感心したのは、この指定管理者制度の導入とか、それから募集を掛ける回覧とか放送、こういうことをもう早い時期に打っている。このこと本当に、担当課の努力に私は共感を持ったところですが。

これから先、施設利用をしたいという方がおられるということでございますので、その方とご丁寧な説明等、また相手のことも聞き入れ、いろいろな部分でそのことの方角性を見ながら調整し、契約締結できることを期待致しまして、この質問は終わります。

続きまして、マル4、和紙工房施設についてです。

この施設、地域に残る伝統産業を継承し、町内で栽培される楮（こうぞ）を使用した良質な和紙の原料を生

産加工することにより、地域に新たな雇用を創出して、町民の所得向上や交流人口の拡大を図り、もって地域の活性化を資することが目的とされています。

3月議会定例会に、当施設の指定管理者の指定についての議案が提出されて議決をされました。私自身も、地域の活性化から考えても大変有意義な施設であると認識をしているところでありますが、そして、また今後の活動にも期待もしています。

そこで質問ですが、そのときの施設の所在地。これは黒潮町佐賀橋川157番地で、指定管理者に指定した団体、黒潮町佐賀北部活性化推進協議会ですが、この施設の所在地についてはですね、どうも話に聞きますと、個人の土地を賃借、借り上げているという話が入ったわけですが、このことが事実かどうか。

そして、そうであればですね、その経過についてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

おはようございます。

それでは中島議員ご質問の、和紙工房施設の土地利用について、通告書に基づきましてお答えをさせていただきたいと思います。

和紙工房施設につきましては、集落活動センター佐賀北部の運営主体であります、佐賀北部活性化推進協議会の楮部会長の土地を20年の期間、無償で借り上げまして、高知県集落活動センター推進事業により平成28年度に黒潮町和紙工房施設を建設したところでございます。

和紙工房施設のこの土地につきましてはですね、購入しなかった理由と致しましては、高知県集落活動センター推進事業では借地による事業の実施は可能なんですけども、用地購入費や補償費といったものについては補助対象外でございましたので、当初から町による用地の購入は検討されてこなかったところでございます。

そして、経過についてでございますが、この和紙工房施設の用地につきましては、当初、拳ノ川の若山地区で検討をしておりましたが、最終的に佐賀橋川の現在の場所となったものでございます。購入や借り入れ等の協議につきましては、佐賀北部活性化推進協議会が中心となって適地探しを行ってきた経過がございます。

この佐賀北部活性化推進協議会が最終的に佐賀橋川の現在の場所を決定致しまして、佐賀橋川の地域の方が所有してた土地をですね、この協議会の楮部会長が平成28年の2月に購入したものでございます。

先ほども申し上げましたが、高知県集落活動センターの推進事業では借地による事業の実施は可能でございますけども、用地購入費や補償費等は補助対象外であったことから、こうした佐賀北部活性化推進協議会の一連の買収等の動きに対して、特段、町として用地の購入の検討はしてこなかったところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

今の課長の説明では、土地は補助金の対象でないと。それで借地になったという理屈の説明があったと思いますけど。

町が箱物を造るときに、町の指定管理者でやりようものを、補助対象でないから借地にするというのは、ちょっと道理的におかしいのではないかと思います。

例えば、道の駅を建設する場合には、多分、土地全体については町の単独で購入をし、そしてその上の公共施設については、県や、国もかも分かりませんが、国、県等々の補助金を入れて、箱物が建てると思う

んです。だから補助事業によっては、漁村集落整備事業なんかはそういうふうに土地代も対象になり、上へ造る構造物も対象になる場合もあると思いますが。

これ基本的な考え方と致しましてね、私が大変危惧（きぐ）するのは、合併当時、この公の施設いいですか町有の財産について財産管理台帳の整理、これで時間を費やして相当事務的なことをやったことがあるんですね。このときに、町が借り上げている、賃借してる土地については、まあそれぞれの課題があるけれども、結果的に買収することができなく、対処して残っている分もあるが、後々に問題を残すことになるので、できるだけ早い時期に買収する取り組みもされてきました。

また、佐賀地区の道の駅なぶらの用地買収の説明会においては、町は土地の未買収や土地の賃借の問題などがあれば、道の駅の建設はできないというような、強い姿勢を持っていたことも記憶しております。

土地の買収面積の広い狭いにこだわるのではなく、基本的な考え方は同様でありまして、特に私は、県などの補助金を頂いているのであれば財政的負担を投入して、その用地というものは買収するべきだと思うんですね。今の段階では、皆さんも関連してる方もおられますけれども、これが年代を過ぎ、10年、20年になっていったときに、やはり人の土地を借ってるということは、一つの課題を残すことになると思うんです。行政はそういうことを振り外して、すっきりした形で、お金が要ってもやっていた方が後々のためにいいと思うんですが。

そのへんの考え方についてお聞き致します。

議長（山崎正男君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

中島議員の再質問にお答えを致します。

議員が申されますように、買収という手段は当然あったとは思いますが、先ほども申し上げましたように県の補助事業の該当にならなかったということから、当初から買収ではなくて借り上げというような方向で進んでいたということでございます。

もちろん町の施設の中にはですね、買収してる所もありますし、買収してない所もございます。いろんな状況がございますけども。例えば、他の市町村なんかでもですね、高知県集落活動センターの推進事業で農家レストランを建設したというような実例もございますけども、そういった土地についても、地元の方の土地を無償で借用して造っている事例もございます。

もちろん、議員が申されますように買収することも一つの選択肢だとは思いますが、今回については補助対象でないということでそういう決断をしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

町長、この件についてはどう思いますか。

私は、補助要綱の中で借り上げることも、課長が言いましたように可能なことで、それは構わないと思えますけれども。やっぱり箱物を造って、一つ一つちゃんと明快な形で、その歴史を歩んでいくか経営をしていくということが、一番後世に課題を残さない。それほど大きいお金やないと思うんですね、単独で買っても。あそこ、僕も見ましたが。どれぐらい購入するかどうかは別として。

先ほども言うたように、この年代が過ぎればたとえ無償であっても、言い方は悪いけれども、ただほど高い

ものはないいうことができるかも分かりませんので、すっきりした形を作っておくべきではないかと思うわけですが、

その点についてお聞きします。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

まだ幾つかの判断材料があると思うんですが、まずはですね、僕はこの楮（こうぞ）の施設を建てるに当たって、北部活性化推進協議会の皆さんに用地をご購入いただいてまでご協力をいただいたと、僕は感謝をしているところです。

それから、20年間の無償貸与ということで、しっかりとした契約行為に基づいたことがあるということも、まず大前提です。

それから、全体の話にもあろうかと思いますが、例えばですね、個人名義、個人の所有のまんまで、例えば道路敷として、道路仕様とさせていただいて税金を免除させていただくと。こういったことは山ほどあるわけございまして、この事例だけが突出して個人の所有の土地の上に何か構造物が建ったということではないと、自分たちは判断しております。

従いまして、ほんとに推進協議会の皆さまにも大変なご協力をいただけたということが、僕たちは一番の、自分たちの収穫かなと思っております。

従いまして、不適切な事務執行になってるという考えはございません。

それから一つ、いわゆる状況分離です。土地の名義と、それから上物の名義が違うということで、将来に禍根を残すのではないかと。可能性としては、買収をさせていただくよりも未買収の方がその禍根が残る可能性が高いというのは、議員がご指摘のとおりです。

従いまして、しっかりとした契約行為をして、それを適宜、運営の中で延長をしっかりとやっていくと。そういう作業をもって、禍根が残らないように精いっぱい努めていく。それも、未買収という判断をした自分たちのしっかりとした責任の在り方ではないかなと、そんなふうに思います。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

町の方が責任を持って今後やっていくということですので、次に移らせていただきます。

マル5のですね、佐賀地区の焼却炉施設の管理についてでございます。

この施設も合併当時に施設の解体について協議をされてきたところであるが、そのときにはダイオキシン、極めて毒性の強い有機塩素の化合物ですね。一つの発がん性があるということで。その除去問題があつて、解体経費も莫大（ばくだい）になるということで、一時的に見直すことになったと思われま

同時期にですね、大方地域にも、くろしお鉄道入野駅前に教育委員会が入っていた事務所という施設があつたと思ひますが。これも老朽化して取り壊す話が出まして、ここの施設はアスベストですね。石綿の問題ですが。これも、今日の新聞見よつたら、民間が調査したのですが、このアスベストが使用されている公営住宅が2万2,000戸、全国にあると。だから、建築期間とか、そこへ家族の方で入居しちよつた方の構成などを見たら、23万人ぐらいの方がこの石綿を吸い込んだ可能性があるのではないかという試算が出されておりましたが。まあ、これはこう見たときに、早い時期にここは取り壊したなという感想を、今日したわけでございます。

そういう状況下の中で、私も5月11日に現地へ足を運んだんですが、この施設の老朽化はひどく、屋根は落ちかかり、周辺は雑草が覆いふさがり、施設の管理というのは全くされてない状態でありますが、このままこの施設を放置していくのか。

また、町の方では、解体、撤去する計画を持ってないのか。

このことについてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、中島議員の、佐賀地区の焼却炉施設の管理についてのご質問にお答え致します。

議員のご指摘のとおり、当該地区は旧佐賀町の一般廃棄物最終処分場として昭和56年9月1日から埋め立てを行いまして、そして昭和63年4月から旧佐賀町清掃センターとして、8時間で4トンの処理能力の焼却炉施設を稼働開始致しました。

その施設の概要につきましては、建築面積が24.8平方メートル、それから鉄骨スレート造りで、煙突の高さが15メートルでございます。

平成14年度に幡多クリーンセンターが操業開始されるまでの間稼働しておりましたが、平成14年11月に運転を停止し、住民課の管理として今に至っております。

それで、解体工事の件でございますが。当該焼却炉施設の周辺の一般廃棄物最終処分場が平成22年の4月1日に高知県知事から、一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準に適合しているということとしまして、一般廃棄物最終処分場の廃止のご確認をいただいたことから、平成22年度に旧佐賀町焼却炉解体に係る事前ダイオキシン類調査および設計委託業務を実施し、23年度に解体工事の準備を進めていたところでございます。

その後、当該地区は一般国道56号新設工事、片坂バイパス工事の残土処理場として、高知県知事に対しまして土地の形質の変更届出を提出し、平成24年2月9日に受理され、残土処理場として活用されることになりました。

それに伴いまして、当焼却炉解体工事につきましては、残土処理作業への影響や計画盛土の完成後の土地利用計画と併せて検討することと致しまして、現在は手付かずのまま、現状を維持している状態でございます。

今後は、計画盛土の完了後の土地利用計画と併せまして、有利な交付金を活用した解体工事を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

この施設を見たときですね、例えば、町民の方が個人的にあのような状態で放置しておれば、多分行政からの指導があって、何らかの措置を取らなければならないことになると思います。

先ほども課長が言いましたように、この周辺は現在、高規格道路の残土処理場として頻りに残土が運ばれ、最終段階では、広大な有効な土地の確保ができることになっているわけですが。

当時、今課長が言いましたように、平成22年度の段階でその状態を見たときと今というたら、相当変わってるわけですね。状況が。だから、今回このことについて質問をしたわけですが、今日の回答では、あの高規格道路の残土処理している有効な広場ができたときに、それに合わせて解体をしたいということでございます。



で、そのことはぜひ実行してもらいたいと思うわけですが、今の状態で置くというのは大変危険なことだと思います。

やっぱり周囲の対策というのは、できる範囲しておかなければならないと思います。あくまでも町の公共の施設でありますので、何かこう、事故いうたらちょっとおかしいですけど、何か物事が発生したら責任を取らなければならないと思いますので、そのへの対処はひとつお願いしたいと思います。

ゆくゆくは、あの残土処理場が完成すれば取り除くということですので、この質問はおかせてもらいますが。

今回の公の施設の管理運営について質問をさせていただきましたが、その施設の中でも、昭和56年度に建設された畜産団地、そして平成4年度に建設された菌茸生産施設、それから平成5年度に建設された水産加工施設などについても、建設当時から25年から35年が経過しております。施設自体も長期間にわたる操業から老朽化が進み、維持管理面からの経費負担というものが年々増加傾向にもあります。

このあたりのことについてもですね、日常業務の中でたびたび現場に出向き、事業経営者である指定管理者とこれからの施設の管理運営についてお互いが話し合い、その方向を見出していってほしいということをお願い申し上げまして、この公の施設の管理運営と業務委託契約等について終わります。

そして、カッコ2の業務委託契約等に移らせていただきます。

この業務委託契約についても、町内の各事業所に委託することで、住民サービスの向上や経費の節減に努めていることは理解をしているところです。毎年、同じ事業所に対して継続的に事業の運営を業務委託されていることは、各事業所にとっても契約の更新時において業務がなくなることはありませんので、安定した仕事の確保につながっています。

また、町にとっても、実績のある事業所と契約することで、効率化された業務の執行ができるメリットもあります。

ここで私が課題としたのは、例えば、平成29年度黒潮町の一般会計予算を見てみると、黒潮町自主放送委託、これ1WKですが、1,576万8,000円。そして、塵芥収集委託6,697万5,000円や、指定管理者による業務委託のもので、佐賀、大方児童館、あかつき館、そして補助金として交付されている観光振興事業、これはNPO法人砂浜美術館ですが1,000万円などは、業務委託契約の総額のうち大半が、そこで働いている方の人件費が示しているのではないかと思われるものです。

この各事業所においては、町内の多くの若者が目的意識を持って働き、また、町外の方でも、黒潮に魅力を持ち、それぞれの職場で生きがいと働き、地域に解け込み、地域活動にも協力をされています。

続けて町内で生活をしていくためには、見通しのある生活設計が立てられ、経済的な安定というものが保障がされなければ、なかなか希望は持てません。このことの課題の一つは労働条件の改善であり、給料、あるいは賃金の上昇に期待が持てるかということです。

ここでお願いしたいのは、町とかかわりのある事業所との業務委託等の契約更新時の際には、恒常的な契約、例えば、委託契約の金額が毎年同じであることというようなことではなく、社会情勢の変化などに伴い一般的に賃金の上昇がされたときには、必然的にこのことに対応してもらいたいということであり、契約更新の際に、各事業所からの説明資料の提供を求めて、合意形成の上でその結果において業務委託契約が締結をされなければなりません。

また、各担当課においても、このことに対する共通認識を持ってほしいということです。

このあたりのことについて、まず初めにお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは中島議員のご質問の、合意形成の上で委託契約の締結はできないかというご質問につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

議員のご質問のとおり、直営で行うより専門的なノウハウのある業者や団体に委託することで、住民サービスの向上や、町においても人件費を含めた経費の縮減につながっていると認識をしておるところでございます。

当該年度の委託契約の内容につきましては、予算編成時におきまして各団体等の用意しました内訳の資料などを基に、団体によっては代表の方に直接説明をいただくなど、委託内容の検討協議を行った上での予算計上となっております。4月の年度当初において、合意形成の上で契約締結をしているというふうに認識をしているところでございます。

中島議員のご指摘のとおり、契約の中には人件費が相当の割合で含まれておる契約もございます。建設物価の労務単価等の変動によりまして、29年度に変更した契約もございます。契約種別により、業者や団体に人件費、ベースアップ分等の見合い分は、総額の中で調整を図っていただくことになる場合もありまして、継続して同額で契約を行う場合もあるかというふうには思います。

今後は、団体などととも、必要経費、減価償却、人件費などの精査を行いまして、必要であれば見直し等の協議を行っていききたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

副町長から、大変ありがたい答弁をいただきましたが。

このうちの黒潮町の総合戦略の中でも、人口減少を食い止め、人口増加をいかに図るか。それから、移住者促進のために空き家物件の確保や、それから相談員の配置など、地域と連携したさまざまな政策が取られています。この結果によってですね、平成27年度は11世帯で22名、平成28年度は20世帯で35名の実績が挙げられているわけですが、増加傾向にあることは大変喜ばしいことであると思えます。

しかしその半面、現在、黒潮町に住んでいる方でも生活の見通しが立たず、職場を離れて、県内、県外へ働く場を求めていく方もおられます。表面的な物のとらえ方だけでなく、これから先はもっと物事を掘り下げて、全体を見据えた、人口の減少等にも取り込むことを重要視してほしいと思うところです。

ぜひ、町とのかかわりのある事業所との業務委託契約や補助金の交付の際には、今、副町長から回答がありました思いを入れていただいて、また、現状での情報収集に努めて、総合的な見地から取り組んでいただきたいということをお願いして、この質問については終わります。

そしたら、3番に移らしてもらいます。アマダイ種苗放流事業についてでございます。

昨年の12月議会の一般質問におきまして、全体的な種苗放流事業について質問をさせていただきました。そのときにはですね、ヒラメ、イサギ、ナマコ、サザエの種苗放流の計画の中で409万円が予算化されていましたが、ヒラメについては従来、高知県の漁業栽培センターで通常購入をしていたものが、病気発生のために中断したと。イサギについては、1万5,000匹を佐賀沖に放流をされたという報告がされました。

私の方からは、ヒラメの種苗放流は長年にわたり事業を継続されてきたが、なかなか水揚げ実績が伴っていないこともあることから、このへんで漁業者の皆さんから強い要望があるアマダイの種苗放流へ転換をしたらどうですかという要望をさせていただいておりましたが、残念なことに、国内ではアマダイの種苗生産に取り組んでいる所は水産総合センターと山口県の栽培漁業センターしかないということで、他県への種苗の注文に

よる配布はなかなか種苗の育成技術がまだ十分に確立をされていなく、病気も発生率も高く、時期的なことでもなかなか難しいですよという認識をしていたとございます。

それが、海洋森林課の方では早い段階ですね、山口県の栽培センターと交渉を重ねていく中で、平成 28 年度事業として 2 月 28 日にアマダイ種苗 6,500 匹を佐賀沖に放流し、そして 4 月 12 日には山口県へ出向き、現地視察の上、4 月 13 日に平成 29 年度事業として 1 万匹を、入野沖へ放流をされております。

ここで私が感心したのは、従来の予算執行から見た場合、往々にして、ヒラメなどの種苗確保ができなかった段階で予算は未執行となるところですが、早い段階で海洋森林課や県漁協、佐賀支所の取り組みによって、有望種苗であるアマダイの放流に切り替え、事業実施がされたことは大変意義深いものであり、町の熱意と行動に私は多大な評価をするところです。このことを大事にして、このアマダイの放流について計画的に実施していくことによって事業効果が期待できるわけですが。

まず初めに、今後の取り組みや方針についてお聞きを致します。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは中島議員のご質問の、アマダイの放流につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

沿岸漁業の持続性のある振興を図るために、主にひき縄漁を通じて漁獲のありますアマダイの稚魚を、議員の言われますとおり、本年 2 月に佐賀沖に 6,500 尾、4 月には入野沖に 1 万尾の放流を実施したところがございます。

これからの方策につきましてはですね、このアマダイの漁獲量等も調査致しまして、今後も継続の方向で検討をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

このアマダイについてはですね、商品価値のある成魚になるには放流後 2、3 年はかかるといわれております。継続をするという副町長からの回答があったわけですが、私はせめてですね、最低でも 5 年間程度は継続してほしいと思っているところです。

今回、黒潮町が一番先に県外から搬入して、アマダイの放流事業を実施したことになると思いますが、これは町の単独としての対応としては、予算面や経費負担から厳しいこともあると理解をしております。

また、結果として、直接的な事業効果はすぐになかなか望めないかもしれません。なぜならば、貝類やイセエビなどの放流であれば、定着性水産動物であるため行動範囲が限られた範囲になりますが、この場合、直接的な事業効果が望められることとなります。アマダイの場合は、育つ区域が環境の変化や潮流の変化によって、広範囲な海域となることが予測をされます。

今回提案したいのはですね、近隣の自治体や各漁協に対してもアマダイの放流事業への取り組みを呼び掛け、高知県が中心となって広域的な取り組みにしていくことにより、県全体の水揚げ向上を目指すことができます。この役割を担ってほしいということです。時間も必要とされますが、沿岸漁業の振興策の一つとして、土佐沖へ一体となったアマダイ放流事業の実施ができるように要望活動をお願いしたいと思うところです。

この対応についてお聞き致します。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは再質問にお答えを致します。

今後につきましては、近隣の四万十市、四万十町、中土佐町の行政および漁業者で構成をしております、高南・幡東漁業秩序を守る会というのがございます。こういうふうな複数市町村が参加する枠組みを活用致しまして、まずは黒潮町より情報発信を行いまして、同一の問題意識を共有していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

中島君。

8番（中島一郎君）

このことにも取り組んでくれるということでもございましたが。

海洋森林課の方では、いろいろな会議に出席することがあると思うんですね。例えば、水産の執務担当者会とか課長会というのもありますし、それから、今副町長が言いました、高南・幡東地区漁業秩序を守る会。そして幡東水産振興会や、もう一つはちょっと趣旨目的が違いますけど、全体の県内の市町村、それから漁協の方が集合致します土佐黒潮牧場管理検討委員会。これは主立った方でございますけれども、こういうとこなんかでも、ぜひ訴えを発信してもらいたいと思います。

3月12日には私も山口県の栽培センターへ出向いたわけですが、現地を見て驚いたことはですね、随分山口県の栽培センターは施設の整備が充実し、生産種苗が多種にわたっていることですね。例えば、マダイをはじめとして、ヒラメ、カサゴ、アマダイ、キジハタ、アワビなどの種苗生産が行われていました。やっぱり、山口県が沿岸漁業へ取り組む姿勢というか意気込みは違うなと感じたところです。

一方、高知県の方の栽培漁業センターは、この状況を、先般の下村議員の県政報告の中にありましたが、県の栽培センターは58年に開設されて、当時は、マダイ、クルマエビ、ヨシエビ、クロアワビ、メガイアワビなどの種苗生産を実施したものが、もう現在では、ヒラメとクルマエビの種苗だけとなっているようです。昨年の高知県の基本方針の中には、漁業者とその家族が将来にわたって漁村で生活していける、若者が住んで稼げる、元気な漁村を目指した取り組みを進めていきます、という記述があります。それなら、もっと沿岸漁業への振興策というものを打ち出してほしいと願うところでもあります。

ぜひですね、このあたりのことについてやっぱり声を大にして放流事業などの重要性を訴え、有望種苗であるアマダイの種苗生産に取り組むことができるように。また、このアマダイの種苗生産が困難であればですね、やっぱりその種苗の購入費等についても町の単独ではなかなか難しくなってくるので、県の助成などの必要性も訴えながらですね、この沿岸漁業の振興に取り組んでもらうことをお願いを申し上げまして、今議会の一般質問について終わります。

議長（山崎正男君）

これで中島一郎君の一般質問を終わります。

この際、10時45分まで休憩します。

休 憩 10時 28分

再 開 10時 45分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

次の質問者、森治史君。

10 番（森 治史君）

昼が近うなりましたけど、私の方の質問に入らせていただきます。

ひょっとしたら、時間が 12 時回るか、12 時前に休憩に入らせてもらうか、そのへん微妙なところでありますので、流れによってお昼に超すこともあるかもしれませんので、よろしく答弁の方お願い致します。

まず 1 問目に、町道についてを問います。

その 1 と致しまして、御坊畑部落内の県道岡本大方線を左折して保木橋を渡り、集会所までの間については、町道御坊畑駄場線とお伺いしております。現在でも町道とつながっておりますその現道を拡幅して、向こうの北側の方へ下りたとこの橋が、何か、土地の人に聞きますとサムガリ橋というらしいです。字の方は分からんということでどんな字書くか分からんけど、その橋はサムガリ橋をというように地域では呼んでるようです。そこまでの間、県道までの間の道を広げて町道とにとの住民の強い要望があるので、部落長の区長を通じて町へ地域要望を挙げていると、区長の方からお伺いしております。

これは、地区内で生活をされる毎日の利便性を考えた場合、また、もう保木橋とサムガリ橋の間での県道で、ちょっと広がっておりますので事故もないかもしれませんが、何せあこ、急峻（きゅうしゅん）な所へ県道の拡張しております。いつ崩壊があるかも分からないように見受けられます。その県道そのものが。そういうときの長期間に交通不能になった場合には、迂回路として利用できるようなことを考えればというように、区長の方も申しておりました。

私と致しましては、今現在、県道が広がり大きくなっておりますけど、町道にすべきだというように思っておりますが。

皆さんのお手元に、ちょっと言葉だけでは分からないかと思ひまして、写真の方を添付させていただいております資料と致しまして、1 枚目が保木橋から県道御坊畑線へ向いて入りまして、それから下の 2 の方へいきましたら、ちょうどあこの集会所がありますが、地域の。その集会所の前までの広さの所が駄場線の終点であるというように思っております。

それから、いろいろあります墓床とか畑とかがありますが、次の方に 3 から 6 のように流れていきまして、随時下っていく方向になります。

最終的には、一番最後に写っておりますサムガリ橋の手前の所までを、まあこの橋は架けれるかどうか分かりませんが、その間の現道の拡幅を望んでおりますが。

町としての考え方をお伺い致します。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の 1 番、町道についてのカッコ 1、町道御坊畑駄場線から先の現道を拡幅し町道にする考えはないか、についてのご質問にお答え致します。

町道御坊畑駄場線から先の道路については、地域道との位置付けと認識をしております。延長が約 260 メートル、道路幅員は 1.6 メートルから 2 メートルであり、コンクリートで舗装を行い、軽自動車までが通行できる道路でございます。

ご質問の、地区内の生活の利便性を考えて、現道拡幅および町道認定をとということでございますが。現在、町道の整備につきましては、社会資本整備総合交付金事業として町内での改良工事を実施しているところがございます。また、各地区からの道路改良事業の要望も多数ある中で、今後の道路改良、舗装修繕、橋梁（き

ようりょう) 修繕工事などの整備計画を立てているところでございます。

よって、町道認定をし、道路改良事業に計画を入れていくことは、現在のところ大変難しい状況であると同時に、新規要望路線についても慎重に協議を行い、整備計画を立てていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長 (山崎正男君)

森君。

10 番 (森 治史君)

そのように、行政としても予算絡みのことがあるので、なかなかその早急に、するとかせんとかいうような話にはならないと思います。

けどこれ、今出たもんじゃないと思います。区長の言い方ですと、県道拡幅工事が始まる以前からそういう要望は出された、というようにお聞きしております。

また、区長の方もかなり骨を折られまして、のり面、山の持ち主とかの了解も付けてるという、そういう話があったので、今回出してきたのです。全く土地の融通のめども立ってないという状態ではなくて、恐らく区長の話し方でいくと、一番坂になつとる部分の斜面左側、この写真で見ると左側になりますけど。その方の地権者については、本人含め、区長含め、あと 2、3 名の方の了解は付けておるとい話です。

それから畑の方も、今、現場見てきた関係で、ほんと 2 メーターで、やってるセメンも拡幅したことでしょう。30 センチばあ沈んだような形になって、舗装もちょっと段がついてる状態のともあります。

確かに、拡幅はもうその畑も恐らく、えっころうか、まあ区長としてそこまで言うということは、畑の持ち主の方にもかなりかなりの間では話がそういうように付いているというように、私は話を聞きもって感じ取っております。

全くそのめどがない状態で、一切、ここを広げてくれといった場合でもよね、土地のあれが譲ってもらえるか、もしくは、下手すれば寄付行為での拡幅になる場合もあると思います。そういうことも踏まえて、区長としての発言だったというように、私の意見だったというように。まあそこまでね、買い上げが必要ながか、寄付してもらえるかということは、私の方で聞くべきことじゃないと思っていますので、そこまではお伺いしておりませんけど。

そのように、地域の方がこぞって土地の提供もあるということですので、それからすれば比較的。地域の 2,000 万のね、お金で拡幅いうことを、まあ大体年間 2,000 万ぐらいで全体のあれをやっていく予定の、社会整備の方はそんなような予算やなかったかと思うんですけど。もうちょっと大きいですかね、予算が。予算が限られてるということも分かります。分かりますけど、まあそういうように協力的に町の部落内の方々がよね、それやったらぜひしょうかというように意見も出ておるといことで。

確かに、1 軒人家があります。人家はなかなか難しいと思いますけど、その左側の方を見ると、それ誰の土地か私は分かりませんが、畑として拡幅するだけに十分な所が残っております。石垣ついてちゃんとしちょうけん、また経費は掛かるかもしれませんけど。そういうようにして墓の所へ来ると、今度、畑の方へ行かないかんという段取りになると思いますし。それから、坂の道の所ではどうしても山側をやらないかんけん、工事もかなりかさむと思いますけど。まあ、何があっても、その行き来するにも一回車でぐるっと回って、まあ総会があっても車で行く場合は、ぐるっと保木橋まで回らないかん分が向こうから回ってこれるとか。特に歩きで集会所なんかへ集まる方々のことを考えてみればよね、日々の生活も、あの辺で畑作っちゃう。結構畑もありますし、だいが荒らしてはきておりますけど。そういう耕作する方なんかでも、歩いていける範囲にあるかと、ぐるっと回っていくかで、大きく違ってくると思います。

そういう意味からも、まあ予算がないことも分かりますけど、やはり地域の方から、だいぶ以前からの要望のようでございますので、そのへんの酌み上げが必要でなかろうかと思いますが。

再度お伺い致します。予算的なこともあろうと思います。けど、地域がこぞって求め、そしてまた協力体制にある所の方が、優先順位としては私は高く位置付けられると思うんですけど。区長とは、そのように私は話をしておりますので、8割方以上の所で承諾を得ちようというように取っておりますが。地権者の。そういうように、地域の方々がこぞって提供もやむを得んでしょうという形で始まっておるその要望の場合ですけど、今から一つ一つその地権者と交渉せないかん場所よりは有利なと思いますんですけど。執行部としては、再度お伺い致しますけど、やっぱり真剣に、真摯（しんし）に取り組んでいただけないかと思いますが。部落要望として挙がってきて何年も経過してると思います。この要望は。昨日今日じゃないと思いますので。2、3年の間じゃないと思うんですね、要望は。だからそのへんを考慮しても、地権者の方々の協力が得れるということですので、まあ早い段階での検討に入れるか否か。

そのへんの答弁をお願い致します。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは、再質問にお答えしたいと思います。

今、森議員がおっしゃられたとおり、地域要望と致しましては御坊畑部落、一番にここの拡幅工事等の要望が挙がってきております。

そのような中で、ある一定の修繕的な整備を、できる所から数年かけて取り組んでいくことも視野に入れながら、地域とも協議をしていけたらというふうにも考えております。

なお、先ほど質問の中でもありましたが、そのような中でも県道岡本大方線の整備改良工事についても、地域と町とが県の方に要望を挙げて、取り組みをしているところです。

そのような中で、地域では荒神さんと呼ばれる山があるようですけれども、その部分について今年度、山切り、のり面の改良工事に入ると、県の方からお伺いしております。延長的には50メートル、幅員も、道路幅員5メートルの改良工事を今年度実施するというふうにお聞きしております。

そのような地区内の主要道路の整備も、町としましては県と一緒にやって取り組んでいるところもご理解をいただきたいと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

今、荒神さんと言われましたけど、これは県道の拡幅じゃないですかね。今、工事が済んじょう所から橋の所の間の話じゃなかろうかなというように、今、受け取ったがですが。で、それはあくまでも県の工事の区間ですよ。

この道を一気にするということは、260メートル、なかなか難しいと思います。だから、できる、かまん所から拡張して行って、今から何年かかるか分からんけど計画を立ててよね、260メートルの区間を一気にせよということは難しいと思いますので。不便は掛けるかもしれんけど、要望の一番、恐らく木の茂っちゃうところが一番の要望の場所じゃなかろうかと思うんですけど。

そういう所の改良を、計画的に組み入れてやっていくという計画は立てられないでしょうか。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答えしたいと思います。

計画自体については、今の状況では立てて、この町道御坊畑駄場線の上側については計画を立てておりません。

今後もですね、先ほど答弁もさせていただきましたが、各地域からの道路改良の要望等も多数ありまして、そのような中でどこを優先的に改良事業にはめ込んでいくかというところは、今後の協議になってくると思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

まあ、計画的にやっていくという方向を地域の方に示してあげれるということが第一だと思います。

だから、いろいろあるがは分かっています。ほうぼうから要望が挙がってきちようがは分かります。予算的な枠取りもあります。もう予算が何十億円もあるがやったら、それは簡単にやりましょと言えるでしょうけど、何千万かの間で、ほうぼうの町道とか部落道の生活道を直していつてる関係があります。やから、町道でないものを町道に認可いうこともなかなか難しいと思いますけど、それになるように、見える範囲、30メートルでも40メートルでも年間区切ってやっていける。かまんとこ行ったらすっとでき、畑なんかのどこを埋め立てとかやったら比較的できるでしょうけど、のり面切るような所からでも進めていく必要があると思います。

今の課長の答弁でいくと、なかなかほかとの兼ね合わせがあるということであれやけど、私としては、部落の方々要望されておりますので、ぜひ会のそういう検討の場がありましたら、ぜひその取り組みにいけるように計画を、1年じゃなくって、5年なら5年とか6年計画で完成するような形の計画に組み入れていただくようにできないものでしょうか。

最後の答弁をお願い致します。

議長（山崎正男君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

再質問にお答えしたいと思います。

先ほど答弁もさせていただきましたが、なかなか町道認定をし道路改良事業に、交付金事業に持っていくというのは、ここ数年のうちでは難しいと思います。

そのような中で、先ほど森議員も言われましたように、中間地点の道の横にある農地ですね。そこを提供していただくとか、そういうところも地域と協議を進めながら、地域整備事業等で何メートル間か事業として進めていくかどうか、そこらへんを検討していきたいと考えております。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

1 問目はこれで終わらせていただきます。

2 問目の方に入らせていただきます。



これ、以前にも質問致しました、佐賀の方になります、佐賀のJAはた佐賀支所の前より佐賀の郵便局までの間、町道本村線の質問致しました。

それに対する答弁によれば、近隣避難道へと連結する避難道として、平成28年から29年の2年度で整備を行う計画で、平成29年度上半期に避難道工事の発注予定とのことでしたが、この道につきましては、多くの近くの高齢者の方々が待っております。

農協に買い物に行くにも、くるっと回らないかんがが目の前に見えています。で、まあ広い道をお年寄りが横断するということが果たして危険性がないか言われたら、それは何とも言いかねますけど。やはり高齢者の方が10、20メートル歩くのか、50メートル回って買い物に行かないかんかでは、全然違ってくると思います。そういう意味から、地区の方が待っておりますが。

質問のときの答弁のように、29年度上半期の避難道工事の発注工事の予定ということでしたが、そのことは計画どおりに進んでおるかについてお伺い致します。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは森議員のご質問の、避難道工事の進ちょくにつきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

平成29年3月議会での一般質問の回答と重複を致しますが、同路線の避難路整備工事につきましては、平成28年度6月議会におきまして、町道新本村線として新規の町道認定として議決をいただいているところでございます。

既に、調査、測量設計を行いまして、一部で用地買収を完了しているところでございます。

本年度の上半期、予定では8月の工事発注に向け、現在、関係者との用地交渉を継続して行っているところであり、おおむね計画どおり進んでいるというふうに認識をしておるところでございます。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

これは発注予定ということで、このことについては計画どおりに進んでるという答弁でありましたので、3番の方の質問に入らせていただきます。

その計画中の町道本村線との間というか、JAから局の方向に出て出たところの今度新設する部分の中に、地元の方々から聞いた話でしたけど、水道管の工事と防火用水の埋設の工事が予定されてるように聞いておりましたんですが。私はそのように、地域の方々の話として認識しておりますが。

その計画されていた工事というのは、今回の道路工事と一緒に並行してやる予定なんでしょうか。

それとも、これは単なるうわさだったんでしょうか。住民の方々の。

そのへんをお伺い致します。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは森議員のご質問の、防火水槽の設置および水道工事の進ちょくにつきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

耐震性防火水槽の設置、ならびに避難路への水道本管新設につきましては、本工事に伴う道路掘削時に合わ

せて埋設等の予定をしているところでございます。

なお、本工事につきましては、工事間調節を図る必要がございますので、先ほど申しました工事、上半期に予定をしてございまして、地域住民の安心安全を図るために年度末までの早い時期までに工事が完成できるように取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

間違いなく年度末にできるかいうたら、はいとは返事はできなくなってくると思いますが、住民の方々に私、これ今答弁ですので、どうしてもこのことを告げていくようになります。

で、その年度内の完成を目指して頑張って、一生懸命やるということの報告になりますが、そのときに言うことを報告させていただいてよろしいでしょうか。それとも、そこまで、まあ答弁したがやけんね、皆さん聞きようけん、そのへんはあれでしょうけど。まあ、工事であることでありますし、特に防火水槽なんかは掘ってみると下の状態も分からんということもありますので、若干のずれが出てくることはあろうかと思えますけど。

今、副町長が答弁されたように、来年の3月31日までの完成は見込みで、工事発注、その他もろもろが完成するということによろしいんでしょうか。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

国の方の予算配分も29年度で頂いております。先ほど申したとおり、年度末までに完成をするように取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

そしたら次の、2問目の方に入らせていただきます。

これは弱者のごみ出しについてですが、昨年12月の定例議会にて、私と、またほかの議員さんも同じような質問をさせていただきました。

弱者の方のごみ出しについての質問への答弁の中で、今後、高齢化が進むにつれ、ごみ出しが困難な住民が増加は確実であり、それに対応する仕組みづくりを早急に取り組まなければならないと考えておりますというような答弁がありました。

その中でもまた、ごみ出し支援のコミュニティー支援型の制度をつくっていくということで、制度設計についてはまだ詳しく立っておらず具体的に申し上げることがなかなかできませんけれども、対象者と致しましては、要介護認定の方、身体障害者手帳を持つての方とか、そういうように保健福祉手帳を頂いてる方とかの世界を想定しておりますというようにありましたが。

支援内容については、家庭ごみは各ご家庭の玄関先から集積所のごみ置き場まで、それから粗大ごみについては、家の中からその集積場所までと、パターンを考えておりますということです。

この質問して答弁があつてから、また多くの弱者の方の中に、町のこの取り組みについてもものすごい期待を持っており、喜んだ声が多く寄せられております。もうほんとに、ごみ出しについては高齢者の方々は頭を痛めたようで、体力もないしということもあろうと思います。それを、ほんと多く聞いております。

それで、再度お伺いすることになりましたんですけど、答弁の中で支援する世帯についてパターンがあるものをもっと煮詰めていかなければいけないということで、高齢者と障がい者、弱者の世帯の辺りを対象にするとか、これから検討したいと思うということでありましたが。検討される中で、弱者の声、ほんと言うと、議会とか執行部がやる中でも、そういう弱者の声にほんと真摯（しんし）に耳を傾け、しっかりと聞いていただきたいと思います。

また、私もいずれそういうような弱者の方に入っていきますと、高齢者の中の後期高齢にも、もう目の前に入っていくようになってきております。そうしたことにも、今、待ち焦がれております弱者の方々に対しても、一日でも早く実施すべきだと私は思いますが、執行部はどこまで検討されているか。どのようなことであるかと。

それと、収集開始予定について、いつごろ予定されているかについてをお伺い致します。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の、ごみ出し支援の検討状況と、収集開始の時期につきまして問うということのご質問のお答えをしたいと思います。

議員のご質問のごみ出し支援制度につきましては、昨年 12 月定例議会でお伝え致しましたように、平成 30 年度実施に向けて検討を進めております。

そのために、住民課の平成 29 年度の重要組織目標として位置付けまして、そして、平成 30 年度の当初予算編成における事業計画として、ただ今検討を進めております。

そして、この制度を検討する上での課題と申しますのは、地域の既存のコミュニティーを壊さずに事業が導入をどうやってしていくのか。そして、多大な経費をどのように確保し運営していくかということでございます。これらの課題を丁寧に検討し、既存の制度も活用しながら、そして進めていかなければいけないというふうに考えております。

どの程度まで、どの範囲までご支援ができるかについては、現時点では詳細については述べるできません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

ほとんど、前回と変わってないということでもありますね。それはあれですけど。

そのコミュニティーを壊さずにとすることは、1 点お伺いすることは、その支援する方々を地域の中の、まあ比較的元気な方を部落の中で手を挙げていただいて、その方々に収集の方をお願いすると。そういう考え方で取り組みをされていくのでなからうかなというように思うんですけど。今あるコミュニティーを壊さないための新しいシステムづくりというところがちょっと理解には、まあ今のところ苦しんでおりますけど。

今ある、区長さんを頂点としたいろいろなもろもろがありますけど、組織が。中には役員さんとか班長さんとか、いろいろあります。で、そういう方々にお願いをするように、部落等のコミュニティーを利用されると

いうように受け取っておりますが。

それか、もしくはその部落の中で、別枠でそういうボランティア的な方を募っていただいて。部落で。そういう方々にお世話していただくというような方向性になるのか。そのへんもまだ具体的には、まだあるのかなのか。

答弁の方をお願い致します。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

その地域コミュニティの組織のことについてだというご質問だと思います。それにつきまして、再度回答させていただきます。

現時点の部分ではですね、その地域コミュニティを壊さずにということで、既に活動しておる方のその支援を全くなくして新たなものを作るということについては、なかなかそこはできないだろうと。やはり、地域の今ある資源、マンパワーを利用させていただくということも大前提としてですね、検討しなければいけないと思います。

すべて町の方がやっけてしまいますということになってくると、地域にあるそういうマンパワー、地域コミュニティの資源がなくなることにつながる可能性がありますので、そういうところに十分注意しながら、地域のコミュニティづくりを進めていかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

地域の方でそういうように、今現在、ボランティア的にやってくれてる方がおいでということですので。

区長会を通じて、まだ区長会にまずそういうことを提案されたか。1点目。

で、予定は30年度の初めにはやりますということで、29年度中にきちっと計画を立て、予算化し、30年度からはやるということですので、そこはもう、開始の時期は一定定まっているというように解釈を致します。

それで、年4回あります部落の総会あたりで、そういうことを取り組んでいくということの報告をされておるのか。

そして、各地域で、うちはこういうようにやっていますよというような、取り組みについての報告をいただいているものなのか。

その点の答弁をお願い致します。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは森議員の再質問にお答え致します。

まず、区長会へは既にそのことについて報告しておるのかということですが、区長会への報告につきましては、まだ行っておりません。

それから、どの時点で、そしたら区長会の方に報告できるのかということになりますと、次の区長会がまた12月の末ごろになると思います。そのときには、何とか提起できるようにしたいなというふうには考えております。

それから、取り組みのことにつきまして、各集落の方から話があるのかということですが、今のところ、そういうことについてはお伺いしておりません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

ぜひ区長を通じ、その地域でやられてる現状を早く把握して整理されてあげて、そして、ほんと待っております。いつになるかということ。だから、なかなかいろんな業務を抱えてる中でまた新たな業務になりますけど、ひとつそのへんを待っているということ。できたら、役場の職員さんの評価も高くなると思いますので、ひとつぜひ取り組みを実施を向けてお願いをしときます。

4 問目の方に入らせていただきますが、障がい児、障がい者への対応を問うということを出しております。

それでこの問題、ほんとを言うと、やるまでに随分悩みました。自分としても。これ、何年も前からこの問題については気にはなっておりました。ほんで、一番最初にこれを気が付いたところが、これ古いんですけど、2006 年、これ買うたんですけど。これ、どうも買うたけど自分読んでみたら、これどうも違う。教師いとか学校関係の人の本やったなというふうに思いましたけど。児童心理学という本の中で、LD、ADHD と自閉症、アスペルガー症候群、気掛かりな子をどう理解するかという本がありました。このへんを買うたことと。

一番最後、最近何冊か買って読まさせてもらいましたけど、今一番のがはこの、私、栗原類という人がどんな人か知りませんでした。パリコレへ出るモデルで、この人は ADD という方の障害らしいですけど、こういう本も見らせていただきまして。

実際に、自分の子どもが保育園に入るときに、あの当時はもう、何年ですかね、40 何年前の古い話になりますけど。澤田先生か何かの診断のときに、3 歳児健診で、このまま家庭で母親とおったら、この方は社会的に駄目になりますよというように言われ、まあいわゆる、今だったらアスペルガーとかいう言葉があったでしょうけど、あの当時は全部自閉症の一括りでした。その自閉症の傾向が強いので、このままみんなと一緒に生活することを必要ですというように指摘を受けたけど、当時は何せ、私が戦後のベビーブームの第 1 号で、私の子どもたちは戦後の第 2 ベビーブームでしたんで、とにかく保育園がもう、定員がもう溢れてるんですよ。それで、なかなかそういうことでは入れてもらわなかった経験も持っております。

私は今回、この質問をやりますけど、これは障害ということで言葉が出てきますけど、偏見や差別を招くのではなく、障害のことを皆さんで理解していただいて、人として受け入れる社会になることを願っておる、その気持ちでの質問ですので。まあ言葉がどうしても、障害という言葉が出てきますけど、そういうことを皆さんに知っていただきたいところもあります。

今年の 5 月 21 日ですけど、NHK の地上波の方で、夜 9 時から発達障害って何という放送があり、一番の衝撃受けたのは、その中で児童から成人の、社会人ですよ。は、大体 15 人に 1 人の割合でいるのではないかというように言われておりました。

で、発達障害とは、注意欠陥、多動性障害と、通称 ADHD、広範性発達障害、PDD、これには自閉症と高機能障害、AFDO とか、これは自閉症、スペクトラム障害、アスペルガー症候群とかいうように。それと学習障害、知的的に、知的障害とか発達性協調運動障害が含まれておるというように、星野仁彦さんの本の中で、発達障害に気付かない大人たちの中に、そういうように表記されておりました。

この中の本もありますけど、今お示ししました児童心理学の方の本ですが。この中で、LD、ADHD、自閉症、アスペルガー症候群、気掛かりな子をどう理解するかという本の中で、国は平成 16 年に、小学校における、LD、

ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドラインを公表し、法改正を待たずとも、できるところから取り組んでくださいというように書いております。

現状、現場の保育所、小学校等には、専門職員による指導、研修の取り組みについてお伺い致します。

議長（山崎正男君）

3番の質問について、教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは森議員の、障がい児、者への対応についてのカッコ1のご質問に、通告書に基づきまして答弁をさせていただきます。

まず、ご指摘の平成16年1月に文部科学省が公表しました、小中学校におけるLD、ADHD、および高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のための試案、いわゆるガイドラインが示された後の、現在までの特別支援教育について説明を致します。

平成17年4月1日に発達障害者支援法が施行され、平成19年度から、すべての学校において特別支援教育が本格的に始まりました。

さらに、平成23年8月には障害者基本法が改正されるなど、この十数年の間に、発達障害のみならず、障害により教育上の特別の支援を必要とする幼児や児童生徒に対する教育支援体制は大きく進歩しております。

さらに、本年3月には先のガイドラインが見直され、発達障害を含む、障がいのある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドラインも示されたところでございます。

どのような取り組みをしているのかということでございますけれども、学校、教育委員会におきましては、これらを踏まえ、家庭や関係機関が協力しながら特別支援教育を進めております。保育所から小学校へ入学をする児童につきましても、家庭や保育所での様子から、適切な学びの場として進路先を検討しております。進路先につきましても、地元の学校の通常学級か、あるいは特別支援学級、または、特別支援学校の小学部などになります。

進路先の決定方法は、子どもの実態を通した専門家の意見を基に、教育委員会事務局職員、学校長、特別支援学校の専門職員などで構成する教育支援委員会において決定をされます。この場合におきましても、本人、および保護者の意見を最大限に尊重をしていくということになっております。

学校における取り組みとしましては、特別支援教育に関する校内支援委員会を設置をしまして、全校的な支援体制を確立をし、児童の実態把握や支援内容の検討などを行っております。さらに、特別支援教育学校コーディネーターの指名や、個別の教育支援計画や指導計画を作成をして、児童の特性に合った支援を行うとともに、特別支援学級と通常学級との積極的な交流なども行っております。

通常学級における教育上の特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、特別支援教育の視点を生かした温かい学級経営が求められており、学級の児童全員が、互いの良さを認め合い大切に、そういった学級づくりに努めております。

平成26年から2年間は、佐賀中学校区におきましては、特別支援教育を柱に据えた学校づくり推進指定事業を受けまして、研究も深めたところでございます。

さらに、保育所から小学校へ、小学校から中学校へと児童の引継ぎシートを作成をし、特別の支援を必要とする児童の支援内容の共有も図っているところでございます。

次に、教育委員会としての取り組みでございます。

教育委員会としましては、先に述べた特別支援教育が円滑に推進できるように、教育委員会事務局に配置された研修指導員などの専門性の向上に努めるとともに、人的な支援や指定事業の導入を行っております。

人的な支援では、各学校へ学校支援員を配置し、特別な支援の必要な児童生徒への学習支援なども行ってまいります。

また、スクールソーシャルワーカーの配置はもちろん、昨年度は県の指定事業として学校間連携コーディネーターを1名配置し、各学校の支援委員会での指導助言や、保護者への相談支援なども行ったところでございます。

以上のように、保育所におきましては保護者と連携を図り、専門機関の診断などにより、早期に子どもの特性を判断し、その子の特性に合った保育内容を保証し小学校へとつないでおります。

小中学校におきましては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、障がいのある児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無や、その他個々の違いを認識しながら、共に教育を受けられるよう配慮をしており、自立や将来の社会参画に向けた学校教育を進めているところでございます。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

いろいろと取り組みをされてることは、今お聞きさせていただきました、答弁の中で。

けど、この方はもうここにおらないですけど、私の知り合いの方が保育所へ、これは町内の保育所へおったんですけど、今現在はおりません。この方が、やっぱり3歳児とか、入学前の何かで引っ掛かったんでしょうか、指導を週に1回か2週間に1回か、中村の方の専門医で受けたようでございます。そのときに、毎回毎回抜けるので、児童はなぜあの人だけがということで、保育士さんが保護者に対して子どもに言うていいでしょうかということ。これほんと、言い方一つ間違えば、病気になってしまうんですよ。ほんとはその病気とは違うはずながですけど、病気というような形になってしまうと大事になるがやけど。親御さんの方も、まあ、みんなおんなじ保育園の子がなぜ親が早う来て連れて帰るか、私も帰りたいという、その気持ちの方が強いろうと思ったんでしょう。子どもさんに言うことは構いませんよということ言うたら、その次に出た言葉が、保護者にも言うていいですかという言葉が出た。それについてはお断りさせてもろうたって。保護者にまではやめてくださいという。そういう配慮もないと、この問題は、下手に動くと言うたらおかしいですけど。

この栗林さんのお母さんの中のあれに出てきてるけど、アメリカは8才ぐらいのときにこの子どもさんが引っ掛かったと。けど、向こうの認定するのは、ものすごい専門的な知識を持った人、精神科が集まったそういう第三者グループの中に呼ばれるらしいです。親子が。その中で、第三者で決定して見つけて、ものすごく早くから子どものことを考えて、こうすべきああすべきいうことで取り組んでいくみたいです。

そのときに言われたことは、専門医に、お母さんの行動とかいろんな話したときに、ああ、お母さん、あなたはADHDですねと言われたらしいですけど、お母さんの方は学力もあるしすべてこなせる。英語がぺらぺらで、翻訳で飯食ってる方らしいです。そのような指摘を受けたというように書かれています。それで、もう子どもについては徹底的に、この方は記憶力がないと。短期記憶力というものが欠けとったもので、長期もできてない。短期ができてないから長期は絶対できないということになるみたいです。ほんで、どうしてええかいうことで、反復して反復してするあれをずっと教えていって、今現在、ものすごく周りの人にも気の使える、すごい青年に育てるようです。

そういうところからいきますと、やはり児童の障害に早期に気付き、専門医の指導を受けることで、子どもさんが良い方向、これ良い方向と言うたら悪いかもしれませんが。まあ改善されていって、普通の社会人になっていくというように聞いておりますし。

その場合ですけど、本当に専門医というものが少ないと思うんです。高知県内には、そういう専門医の方に指導を受けるには、もし月に一度でもなれば、高知とか、それ以外の大学病院とか専門医のどこまで行かないかなって来ると思います。それは親ですから、子どもの将来見据えた場合には、どこまで行くことも苦勞とは思わんと思いますけど、やはりこの地から、幡多の方から遠くの高知とか、下手したら徳島かもしれません。行く病院は聞いておりませんので。そういうときには、子どもさんも親御さんにも、ものすごく負担が掛かってくることやなかろうかと思えます。

それで、できれば幡多の中の方で、市町村間の連携で専門医をこちらの方に曜日を決めて招いて、親子でそういう指導が受けられるように取り組みができないものかなというように、私は思いますが。まあ、そうすべきではなかろうかというふうに思っておりますが、執行部はどのように考えておりますか。

お伺い致します。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

森議員の再質問に答弁をさせていただきます。

今、答弁を致しましたように、特に保育所入園時から小学校に上がるぐらい、そういった障害は3歳ぐらいから現れやすいというふうなこともいわれております。当然、そのためには専門機関の検査というものが必要になってまいります。

確かにそういった専門機関、専門医が少ないということは現状でございますけれども、こちらへ専門医をお呼びして、そういったことができるのかどうか。それは検討してみないと分かりませんけれども、なるだけ保護者の皆さんの負担が掛からないような、そういった取り組みをするべきではないかと思っております。そのことについては、ちょっと調べてみたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

高知新聞の方でも、今年の6月4日日曜日のもので出ておりましたので、教育関係の教育長ですから、私よりもずっと読んでしっかり入れちょうと思えますけど。発達障がい児の診断に1年を超すとかいうような、1年超待たなあ回ってこんとかいうことです。まあ、今助けてくださいって。僕も妻も外出すれば謝ってばかりですとか、県中部で暮らす30代の男性は、以前から息子に育てにくさというものを感じていたとか、友達の輪に入れなとか。

これ、私の孫もそうです。正直。で、高知市内だったんで比較的早い段階から、保育園の段階からそういう指導を受けております。それでも超過敏というんですかね、音にもものすごく過敏になるんで。小学校へ上がって1年のときには、運動会のピストルの音が駄目で走れんなとか。それから、普段行っても、上級生が大きい声で廊下をばーっと怒鳴ったようにして走ると、もうそこですくんでしもうて、自分の教室に戻れんなという。そういう状態です。これ私、隠すこともないと思えます。自分の孫のことやし、人のことやないの。娘に怒られるかもしれませんが。やっぱり分かっていたくには、自分の身内で、自分のあれで分かてる範囲を知っていただくことも必要なかなと、皆さんに。という気持ちが強いです。もう小学校4年になります、その子も。で、まだ上の姉の場合は、体温調節ができない状態だったんで、そのクラスにおるときには、夏場でもカーディガンを着ていちゃってもかまんという。薄手の。ところが今、まあ申し送りがあるような話



でしたけど、今度上の学級に上がったときに、担任が代わったらそれを認めてくれないとかいう。そういうことで、また精神的プレッシャーになって学校にも行けれんなるとか。

ほんと、考えられません。その2番目の孫のときには、なぜ休みようがぜよいうて言うたら、不登校になっちゃうがぜって言うたときに、中学校へ行きようときに、私は一生懸命頑張って行きようけど、先生もひとつも褒めてくれんって。普通、常識で考えたら中学校はいくべきもんであって、毎日で当たり前なんですよね。そういうとこの理解ができない。かいうて、学校の成績はいうたら普通に付いていける。休んで休んでしようけど、普通に高校にも入れるいう成績は取れてるという。そやから、見た目とやる行動とが全然違うんですよ。これを障がいと見るのか、その人の個性と見るのか。そこはなかなか難しいところがあると思いますけど、それを病気というような形でやってしまうと、私は問題があると思います。これは自分の子どもの、長男が行きよときの小学校の同級生にも、そういう障がいを持たれた方がおりました。で、先生が、丸々ちゃんは病気やけん、何をされてもこらえないかんって。ただ一人、抵抗したがるうちの息子でして、かかれたけん引っかいてもんたという。けど、私はそのときに思ったことは、あ、うちの息子は、彼も自分もおんなじ人というようにして、区別をせざったという。じゃけん、まあうちの方の息子にもそういうところが、自閉症があるいうことだったんで、まあそういう部分があったかもしれませんけど。そういうように、ものすごく難しい問題を抱えております。で、現場が一つ間違うと、その子どもさんが引きこもりになってくるとか、社会的に適応が難しい部分があります。なかなかその見極め方ということは難しいと思いますけど、これほんとに今、全力で手を入れていただかんと、学校の現場で。

そのためにはやはり研修を、そういう人の対応の仕方、受け取め方いうところをきっちり、現場で働く先生方、保育士さんに研修を受けてもらって、正しい認識していただかんとことにはいけないことではないかと思うんですが。そういうような、まあどうしてもその専門医が足らん状態で、医師も不足しちゃうということですので、こちらへ迎えることは難しいと思います。そういう中で、できる範囲にそういう研修を入れていってやらんと、今ほんとに、15人に1人とかいうか。

よく出てる本というのが、僕はアスペルガーでしたとかいうような本が出ております。大学出て社会人になったけど、どうしても付いていかざったと。それで調べてもらったら、自分はアスペルガーだったとか。それから、恐怖観念いうたかな、何かいうがもこの中の一部みたいですけど。大学出て高校の先生になった人なんかも、もうとにかくものすごく手を洗わいかんとか、鍵がかかったか確認せないかんとか、ガスが消えたか確認せないかんとかいう性格の人やったらしいです。それで教壇へ立って黒板に書いた字を、また生徒の側に来てほんとに間違うちょうかどうかの確認をせんと授業ができなくなって、10年目に辞めて、受けると、その強迫観念というような指定を受けたというように。ほんじゃけん、社会へ出てからそういう問題も起こってきております。

それには、やはり幼児期のときに適切な指導があれば、それを克服して、こういうようなパリコレへ出れるようなモデルさんにもなれるし、俳優もやってるみたいですので。そういうことも考えれば、ものすごく今大事な時期に来てるのではなからうかと思いたす。

そういう意味合いでの、学校現場への。県にもそういうことは、町だけでは取り組めんと思いたすので、県の方に上げていただいて、県の方からそういうような指導が仰げるような体制いうか、研修を受けれるような体制を取り組む必要があると思いたすんですが。今のままでは、努力してはくれてると思いたすけど、もっと全員の職場の方々がちやんとした認識持たないかんと思いたす。そういう研修を今から取り組むように、まあ、ここの町だけではなかなか難しいもあるけど、とにかくそういうように取り組む必要があると私は思いたす。

教育長の方の考え方をお伺い致します。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問に答弁をさせていただきます。

まず、現在の特別支援教育ですけれども、森議員がおっしゃられましたようにですね、障がいのある子ども、あるいは支援の必要な子どもを、できるだけすべての子どもに対して、そういった子どもと一緒に教育をするということは、今、いわれております。ガイドラインの方にもそのことが示されております。そういったことで、適切な教育的な支援、こういったものを学校全体で進めていくということが今いわれております。

そういうことで、通級指導、いわゆる支援学級から普通学級への通級とかですね。あるいは、そういった特別な支援が必要な子どもに対しては、教室環境を整えると。いわゆる視覚的な部分で、余計な掲示物を外していくと。黒板の周りを簡素にすると。そういったこともいわれておりまして、実際取り組んでおります。

学校、それから保育所では、そういった内容の教育、研修をですね、特にこれは県の方ですけれども、研修を受けております。実は、この前も保育所からの研修の報告書も挙がってきておりました。そういうことで、県の研修には積極的に参加して、こういった部分の理解を深めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

今、教育長からありましたけど、教壇の周りのものを外していく、目に付くものけていくという。これは、この間のテレビの中でもやっておりましたけど。多動児の方の場合は、集中して授業を聞きよるといって、まあこれ再現のあれですけど。聞いてても、つと隣のもんに入っちゃこの催し物なんかがあると、そっちに入ってしまったって授業がもう抜けてしまう。で、そればかり考えようけど、今度は、つと隣見たら、隣の人の持ち物が気になるとかいうようにして、一つのことに集中ができないために、今、教育長が言っていましたその余分なものを排除するということも、多動児の、多動性のある方についてはいい配慮じゃないかと思えます。

やっぱりいろいろな所でありますけど、やっぱりこの間の再現のがも言うたけど、音の場合は入った音が、その障がいを持ってると、その方とNHKのアナウンサーさんがおんなしカフェへ入ったんですけど、カフェの中の声が全部いろいろ聞こえてます。ほんで普通の者でしたら、それが必要な言葉、この方とやけんあとは要らない言葉いうて、こ音音が落とせるらしいです。ところがそういう方は、すべてがおんなじ音量で聞こえてくる。周りの音が全部おんなじ音で聞こえてくるという障害。ほんで、耳へ、外へ出たらこうヘッドフォンをかけて聞きようがやなくて、ヘッドフォンで落とすようなこともせないかん方もおるみたいです。周りの音が全部入ってきて何ともならないという。で、何か脳の方の中で、この音は要らない音とかいうような作業ができない。神経が。だから、すべてがおんなじ音量で聞こえてくるとか。

それから、光にもものすごい弱い人になってくると、もう物が白く見えたりとか、それから、それも再現で本人さんが部屋の中へ全部カーテン閉めて、ちょっと薄暗いとおるがですよ。窓開けてしまうと、カーテン開けてしまうと、目が開けてないぐらい光を感じるとか。

それから一番の問題ながは、この症状の方々は、一個、一個、一個、それぞれ個人差があり過ぎるがですよ。けど、それを理解してあげると、その子どもさんはどうしてもあれやないけんやっぱり疎外されていくと思ひ

ますし、あらぬ方向、ちょっと本人によつたらそういうことで社会的にずうっと褒めてもらえんことで卑屈していつて、結局、悪い方向に入る可能性の場合もあり得るといふように書いております。

それから、周りの方々が、学校だったら学校の関係の大人である方が、まずはその人を受け入れて、で、こゝういふ症状があるときにはこうせないかんとかいうことも含めて、みんなで勉強し合つてフォローしてあげんと、落ちこぼれといふ言葉はおかしいかもしれませんが、まあ、クラスから除け者になつても、まあならないように持つていく方向性が要るのではなからうかなといふように思います。

で、いろいろ書いて、これは読まれんけんね。いろんなもんコピーして持つてますけど、これは読むわけにはいきません。ここでは、あれですので、まあ覚えちやう範囲でやつておりますので。

今後、取り組みとしてやつぱ今言われたように、研修はどんどん、県のあるときには学校関係者には、従事者には取り入れていつて、取り組んでいくといふことでありましたが、それに間違いはないか。

再度、答弁お願い致します。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

ご答弁致します。

個々の児童生徒の誰もが違つと。そういう部分を、保育士、教職員が理解をしていくと。誰もが違つんだといふことを理解をするといふことが、まず第一だろつと思つます。

そついった子どもを、保育所、あるいは学級、学校、みんなで受け入れると。そついう教育が、今いわれてるインクルーシブ教育、こついったものであろつといふふうに思つますので。そついうことを進めていくためにですな、取り組んでいきたいといふふうに思つております。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

そしたら、次の2 番目の方に入らせてもらいます。

これは発達障害に気付かれず、さっきもお話しましたが、高校、大学を卒業されて、社会に出ていつて仕事に就かれてから、それもまだそれに気付かずにいる方がおると思われます。

もし職場の中で、上司、同僚の方々がそつようなことに気付かれた場合、どのように対応されるか。これについてお伺い致します。

これはここの職場だけではなくつて、ほかの所も一緒です。職場といふことですので、これちよつといふたら役場の中に限定することではなくつて、まあそついうことでの取り組み方。

今現在は、役場の中でのあれでかしらん問えませんが、庁舎でもしあつた場合にはどのようになさりますかといふことでお伺い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは森議員の一般質問の3、障がい児、者への対応についての2 番目のご質問について、通告書に基づきお答えします。

議員がご質問される、発達障害といわれる障害を持つている方は、協調性や社会的な振る舞いが弱く、逆に、

こだわりが強いと一般的にいわれているとのことですが、その特性は一人一人異なり、程度もさまざまであると考えられます。

このため、議員がご指摘されますとおり、障害の程度が軽い場合は、ちょっと個性的やちょっと変っている程度で学生時代などを過ごし、社会人となって初めて働きづらさを実感し、職場の中で問題となるケースも少なくないといわれております。

議員のご質問の、職場の中で気が付いた場合の対応につきましては、一言でお答えするのであれば、その障がいや程度や特性に合わせて適材適所の人事配置に努め、その人の特徴を伸ばすことが大切であると考えております。

その理由につきましては、大人の発達障害は、得意、不得意の差が激しく、また、ほかの人と比較して、合う仕事や職種が限られていたり、さらに、職場環境や人間関係が狭くなりがちであるといわれているとともに、環境や状況によって、障害の特徴が出やすかったり出にくかったりするといわれていることによります。

また、発達障害については、先も紹介をしていただきましたが、知的障害を除くと、アスペルガー症候群を含む自閉症スペクトラム、注意欠如多動性障害、学習障害の、大きく3つのタイプに分類され、それぞれ苦手であることや難しく感じることなど、障がいの特徴が異なっていると書かれております。

このように、それぞれの障害の特性に特徴があるとともに、その障害の程度にも、重い軽いなどの個人差もあります。

このため、かなり難しいことであると考えますが、それぞれの適正に合った業務を充てるよう努める必要があるものと理解しております。

また、このような場合におきましては、個々に合った支援を、本人を交え、職場、専門医などと連携を図りながら、検討していく必要もあるものと考えます。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

これ、私の買った本の中で、市川拓司さんという人の本の帯に書いていた言葉なんですけど。この方は、いま、会いにゆきますとか、そのときは彼によろしくとかいうような作家らしいです。それで映画化もなってるけど、私、本も読んだこともないしあれやけど。たまたま買った本のタイトルのとこですけど、アスペルガーのADHDということで、だからできたことというように、その人はタイトル書いておりました。

どうにも記憶が悪いために、学校での成績が365人中360番まで落ちたとあります。手の付けられない多動児で、毎日のように高い所に登っては、そこから飛び降りることを繰り返していたそうです。これは小学校のときに、担任の先生に、私は30年間教員をしてきましたって。あなたほど手の掛かる子どもは初めてです、という褒めてもらったというように書いております。その本の中には、それぐらい個性が強いと言やあ強いがでしようけど。まあ、社会人になっても問題行動ばかり起こして、周りからは相変わらず間違っていると言われ続けました。その理由が、実は障害といわれるようなレベルで、僕のパーソナリティ、個性とか人格が傾いているんだからだということを知りました。ならいっそのこと清々し、違ってて当たり前、偏りこそが僕の個性。そう認めた瞬間、この方は自分の人生が輝いたというように書いております。

特にアスペルガーの場合は、学習障害を持たずに、有名大学を出てええとこへ入っても、結局その社会性の融通性がない関係でやまっていく。だからこういう、この方も作家になっておりますけど、ちょっと行動が激しいなってきたら部屋の中をぐるぐるぐるぐる、気に入るまで走ってしまわないと自分が落ち着かない。自分

が落ち着くためにはそういう行動を取らざるを得ないみたいな方です。

こうやって今、ものすごく本を出してくれていることで、まあ読んだだけで分かるものではありませんし、特に社会人になって出てきた方には、それだけのプライドも持たれて出てきて生活しておりますので、なかなか一概に、見つけたから新人さんでちょっとあれかなというふうに分かったとしても、なかなかその方の今までの人生を否定するようなことにならないように指導が必要だと思います。

そのためには、やはり職員さんを監督する係長以上の方々は、そういう研修をやはり受けていただいて、そういうことによって自分の部下の周りにも目配りができるかじゃないでしょうか、と思います。そういうような取り組みが今から必ず必要になってくる。入った社員、新卒の方全員が全員とは言いがじゃないけど、それが気付かずに出てきて何年もたって、職場の中で、さっき言われたように見つけたら適材適所と言ってますけど、なかなか適材適所でやっていきようと人員が足らなくなってきますんでね。やけん、その方がせっかく入った職場を辞めなくてもいいようにするにはどうしたらいいかということも、一つの研修課題だと思いますし。この障害に対する研修をやはりきっちり取り組んで、受け止める。上司になった方々が。それぐらいの研修がなければ、なかなか今から難しくなってくると私は思いますし、また、その必要性が今、特に膨らんできていると思うんですが。行政としてそういう指導を入れて、やっぱり皆さんで地域の方々を支え合っていくというためには、そういう、特性載ってますので、ものすごい能力のあるところへ行たらすごいものを持っていると思います。何かエジソンも、それから科学者なんかでも、ベートーベンもアスペルガーやったといわれているように書いてる本もあります。だからそういうことからすると、個性が強過ぎてなかなか馴染めんとこもあるかと思えますけど。

そのように、人として認めるための研修をやるべきだと私は思いますが、町として、幹部職員さんへのそういう研修を取り入れていく考えがあるかないかをお伺い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

森議員の再質問にお答えします。

まず、人として認めるための研修会の実施につきましては、これまでの一般質問でも答弁させていただきましたように、これまで人権研修の中で精いっぱい取り組みをさせていただいておると考えております。

また、発達障害の研修につきましては、個人のプライバシーの関係もありますので十分配慮しながらやっていく必要があると思います。

これまでも、研修会で障害についての研修も行ってきた実績もありますし、また、健康福祉課が行う講演会でも発達障害については、障害については何度も触れてきております。一般的な障がい等と合わせて、機会をとらえて検討もしていきたいというふうに考えます。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10番（森 治史君）

障がいのところを人権でやってきて、それも結構です。それは大事なことですけど。

今これの、このそういう LD とか、ADHD とか、自閉症、アスペルガー症候群というのを別枠で研修せんと、なかなかその研修を専門的に受けなかった場合は難しい分があると思うんですよ。で、そういうような取り組みをしていかんと、なかなか。

で、一つはモデルになるがは役場であって、役場ができたことを今度ほかでもしあったとしたら、ほかの職場で。そういう所にも波及していくという、それぐらいの、まあ見本言うたら怒られますけど、そういうようになるぐらいに、今、必要性があるがじゃないだろうかという。新聞でこういうように記事に取り上げるということは、よっぽど深いものがあるということだと思いますので。

再度になります。昼にもなりました。ここで終わりたいと思いますので。

その取り組みを専門的に研修を、この障害にかんする枠組みでやるような考えがあるかないかについてお伺い致します。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

森議員の再質問にお答えします。

議会からのご提案でもありますので、機会をとらえて研修の開催について検討をしたいというふうに考えます。

以上です。

議長（山崎正男君）

森君。

10 番（森 治史君）

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（山崎正男君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

この際、1 時 30 分まで休憩致します。

休 憩 12 時 01 分

再 開 13 時 30 分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、浅野修一君。

12 番（浅野修一君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、午後からの最初の一般質問でございますが、私の方の一般質問に入らせていただきたいと思います。

今回、2 つの質問事項で、一般質問の方を考えさせていただいております。実りあるご回答いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず初めにですね、1 番と致しまして、地域おこしについてでございます。

そのカッコ 1 と致しまして、当町の施策は、一時産業に重きを置いたものとなっているが、このことは大変重要であると思う。また、町内には、昔ながらの、その地域に根ざした小売店があったが、大型商業施設の出店等により、その数は激減している。町や限界集落の存続、繁栄には、地元小売店の継続的な営業が不可欠であるとする。補助金等による助成、支援はできないか、についてであります。

この件に関しまして、実は 1974 年、昭和 49 年のことですが、大規模小売店舗法、いわゆるいわゆる大店法という法律が制定されたわけでございますが、大型店の出店を規制し、中小、小売店を保護、育成することを目的とするものであったわけでございます。

しかしその後、消費者ニーズの変化や環境意識の高まり、さらに、海外資本からの日本経済の閉鎖性に対する批判なども重なり、大店法は2000年、平成12年ですが、2000年に大規模小売店舗立地法、俗に言う大店立地法に変わることになったわけであります。

大店立地法の目的は、地元住民や自治体を中心となって、まちづくりの視点から地域の生活環境を重視して、大型店の出店を規制、調整することでありました。

大店法と大店立地法の違いとしてはですね、かつての大店法は、地域商店街の保護を目的としていたため、売り場面積、閉店時間、開店日、年間休業日数といった、店舗の営業形態に関する調整項目しかなかったのですが。

一方、現在の大店立地法では、制定された環境指針に基づき、来店車両による騒音や交通渋滞、店舗からのごみなど、広範囲な項目が審査対象になったわけでございます。大店立地法については、大型店と中小店の双方から不満が出ておるようで。大型店からは、出店コスト増加の不満。また、中小店からは、環境基準の義務付けによって大型店が騒音や渋滞の影響がない郊外へ向かい、既存の商店街が空洞化しているという不満なんですね。

大きな駐車場を構えれば、特にここの幡多地域の方ですが、交通手段は自家用車が大半なわけでございます。買い物に行きやすくて行きます。まあ便利ですので。今はいいかもしれんですがですが、一般消費者の方にとっては、安くて品ぞろえも豊富で便利なんですから、行きますよね。今はいいんです。今はいいんですが、しかし企業というのはですね、特に大企業というのは、もうけがなくなればいずれは撤退します。行き場がなくなった町民の方は、どうでしょうかね。

特に、今でも高齢の方は、地元のお店しか利用できない方が大半でございます。そういった意味で、今ある地元小売店の継続的な営業が、それを守ることが限界集落の、ひいては黒潮町の存続、繁栄には不可欠の思いから、今回の質問となりました。

執行部の方のご意見、見解をお伺いします。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、浅野議員の1、地域おこしについて、カッコ1、当町の施策は一時産業に重きを置いたものとなっているが、このことは大変重要であると思う。また、町内には昔ながらの、その地域に根ざした小売店があったが、大型商業施設の出店等により、その数は激減している。町や限界集落の存続、繁栄には地元小売店の継続的な営業が不可欠であるとする。補助金等による助成、支援はできないか、のご質問にお答え致します。

このご質問の趣旨は、小売店に対する助成や支援に関する件であると推察致しますので、そのことについてお答えを致します。

町内の商工業者につきましては、平成28年度末の商工会会員数が280会員であります。その会員、また特に会員以外の事業者については、現状、実態、今後の移行などの把握が十分にできていない状況でございます。

今後、支援施策等の計画を立てるためには、まず、その状況調査および分析が必要であると考えております。そのための予算として、今年度、商工調査分析業務委託費をお認めいただいておりますので、商工会の協力も受けながら連携調査を実施するとともに、高知大学地域協働学部に分析等の業務委託を行う作業を進めているところでございます。

高知大学には、調査結果の分析はもちろん、黒潮町の商工業の状況から、将来に向かって町が商工施策を立

てるための調査項目をどのように設定すべきであるのか、また、どのような支援施策が効果的であるのかなど、広くご指導、ご助言をいただけることになっております。

従いまして、ご質問の地元小売店への助成、支援につきましては、今年度の調査、分析の結果を踏まえ、効果的な施策を検討してまいります。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

高知大学の方でいい例をして、将来のその設定を、効果のある設定をするというふうな答弁でございましたので期待はするわけですが、自分の言わんとするところまで踏み込んだいきますか、その小規模小売店の存続のためへの行動なのか、ちょっと分かりづらいところがあるわけですが。

3 月の議会の折、町長の施政方針の方からの引用になりますけど、商工業の振興ということですね、今朝ほども中島議員の方からも同じような質問もあったわけで重複する点もあろうかとは思いますが、その部分を抜粋してみますと、本町の西部および中部は四万十市の商業圏に、また東部は四万十町の商業圏に属しており、消費活動が町外へ流出するため、町内での商業の成長は難しい状況にあります。そのことが地域から商店がなくなる原因ともなっており、結果として、地元での消費が進まない負のスパイラルとなっています、とあります。中略しまして、そこで、平成 29 年度は商工業施策立案のための調査分析を、今言われたことやと思いますが、商工会および高知大学と連携して行うこととしています。また、商工事業者の起業支援、事業規模拡大支援として、新たに中小企業等融資保証料補給、中小企業等融資利子補給を行うこととしてしています、とあります。

午前中にもこの件、ご説明いただいたわけですが、これは借入れに対する補給でありまして。町内の小売店の方を見渡しますと、多くが、高齢の方の経営なさっておる小売店が主だと思えます。そういった方の中ですね、こういった支援ということで保証料補給とか利子補給とか、そういったことがその方々に行き渡るかといいますと、自分はちょっと疑問を持ちます。借入れを起こさないと思えます。若い方の中には、借入れされて、こういったいい施策を利用される方はあると思えます。そういう方には有効だと思うんですが、先ほども申しました高齢の方のその小売店経営の方が融資は、僕は受けないと思えます。

そういったこともございますので、保証料とか利子の補給とかではなくて、その支援。例えばですね、店に使っているエアコンが壊れたから買い替えするとか、あと、レジスターが壊れたからその買い替えをするとか。ほかにもいろいろ、陳列台が壊れた、いろんな部分で、その各地域で頑張っておられる小売店の皆さんは、そういった負担ありますか経費も負担されて、これまでやってきておられます。

そういったことへの、全額負担は当然、私も考えるわけございませんが、そういった部分への何割負担であるとか。2 割負担、3 割負担、それはいろいろあろうかとは思いますが、そういったことの支援はできないものでしょうか。

お伺いします。

議長（山崎正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは浅野議員の再質問にお答えを致します。



先ほどの答弁で申し上げました調査分析でございますけれども。

まず調査につきましては、高知大学の協力もいただきまして、町がその商工施策を立てるために必要な項目、そういったこともご指導いただきまして、調査をするようにしております。

その中で考えられるのが、課題というのは各店舗ごとにあるとは思いますが、事業継続についての見込みであるとか、また後継者の問題、また、今、議員がおっしゃられたような困り事のこと。そういったことなども当然含まれてくると思われますので、そういった項目を調査致しまして、その町の施策に反映したいと。

その結果をもちまして、その補助金であったり支援であったり、そういったことを検討してまいりたいといったことでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

先ほど来、私が申し上げております、この直接の支援いいですか、全額ではなくても何割負担か、何割の補助かっていうふうなことも含めたことで、その調査結果もそこに加味してぜひお願いしたいと思います。

それですね、今朝も高知新聞の方にも出ておったわけなのですが、大川村、もう全国区で今すごい。今週初めてでしたか、全国、NHK の朝のニュースの後にですかね、大川村の件も載っておりました。議会運営ができないから町村総会にというふうな、そういう話もございます。

今回の私の質問といいますか、まあ提案に近いと思うのですが、その意味合いにおいてはそういった、当初も同じような、規模的にはまだまだ大川村よりは勝っておるとは思うのですが、それに遠くとも近いような課題を持っておると思っています。そういった意味でも、町存続のためにもぜひご検討願いたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

ほいたらカッコ1方は、これをもちまして終わりたいと思っております。

続きましてカッコ2の、県内の他市町村には、木材利用促進に関し、条例等の施行、検討を行っている自治体がある。当町においても、町内産材を積極的に利用して、黒潮町内に住宅を建築する者に助成措置を講じることにより、黒潮町産材の利用拡大を促進する必要があると考える。執行部の考えを問う、についてでございます。

この件に関してはですね、ほんと全国で多くの自治体の方がこういった事業の方を行っているわけでございます。しかしながら、残念ながら当町ではいまだに行われておりません。人口減少の折、早急の取り組みが必要と、私、思った次第で今回の質問となったわけですが。

県の方でもですね、こちらの木の住まいづくり助成事業費補助金事業っていうのをやっていると思っております。これについてはですね、詳しくは省きますが、補助の対象者としては、個人に限るとかですね、補助対象となる住宅は基本部位に材積の80パーセント以上を使用する家屋ですね。それと補助額の方も、100万円を上限とするとか、もろもろ細かい内容あとありますが、これは省きます。

そういった県の方でもですね、県産材の普及であり、また、それプラスアルファの部分での県内経済活動の向上を目指した施策やと思っております。

それでそのほかに、県内に、特に近隣市町村の現状いいですか、今取り扱っているその事業と致しまして、お隣の四万十市、四万十町、それで少し離れますけど、梶原町なんかでもやっておるようなんですが。

四万十市の方ではですね、こちらも上限100万円ですか。こちらも内容については細かい数字は控えますが、

その木材の方を扱っておられる業者さんの方ですね、材木商の方ですか。が、四万十市で12社、四万十町で1社、宿毛市で1社、あと、愛媛県の方からの業者さんも2社入って、計16社の方がこういった制度ができるようなことになっております。

それで、先ほど申し上げましたその四万十町、梶原の方もありますが。

四万十町はちょっと数字の方、抜かっていますんで割愛しますが。

梶原町の方ですね、こちらの方はまた一步進んだ施策をされておりまして、梶原町町産材利用促進条例というふうなことで、こちらは助成上限の方が200万というふうなことになってるようですね。それプラス、若い方。そういった少子高齢化含むそういった人口減少の折ですんで、若者定住住宅補助ということで、別枠で100万限度とした、新築の場合ですね。そういったあれもあります。

そういったことを見ますと、これまた町長の施政方針に触れたいと思うのですが。定住の促進ってということで、地元にとどまった方々が、引き続き暮らしていくための環境づくりも重要です、とかいう、その定住促進の部分でこういうたいがあるわけですが。こういうことも、町長も大事であるというふうなお考えは私も分かるつもりでおります。

そういったことでですね、近隣町村、少し離れた梶原とか、そういった所も積極的なそういった町産材の販売普及であったりを行っておりますんで、当町と致しましてもそういったことができないかという意味での質問でございます。

執行部の方の答弁をお願いします。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは浅野議員のご質問の、黒潮町産材の利用拡大につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

平成22年に、公共建築物等における木材の利用促進に関する法律が施行され、今後の需要が期待できる公共建築物にターゲットを絞って、国が率先をして木材利用に取り組み、地方公共団体や民間事業者にも主体的な取り組みを促し、住宅など一般建築物への波及効果を含め、需要拡大することとしております。

高知県でもこの法律に基づきまして、平成29年3月には高知県産材の供給及び利用推進に関する条例を制定しまして、補助金事業を活用し県産材の普及に努めてるところでございます。

県内では、先ほど議員も申されたとおり、四万十町、梶原町などが町産材利用促進条例を制定しまして、住宅建築への補助金を交付するなど、町内産の普及に努めているところでございます。

黒潮町では、条例や補助金制度は現状におきましてはございませんが、町内産の木材の利用実績としましては、昨年度、町有林を伐採し建設中の、黒潮町役場の新庁舎へ活用してきたところでございます。今後も、新しい佐賀保育所や福祉施設等にも活用を計画しているところでございます。

町独自の制度化につきましてでございますが、町産材の流通システムの構築が重要であるというふうにご考えております。

黒潮町町内には、木材伐採業者、そして木材製材業者、そして木材販売業者が、共に1業社ずつ存在してございます。町内木材の切り出しからの費用などの調整によりまして流通システムの構築ができれば、森林所有者にも町内木材関係業者にも、そして、住宅の建築主にも有益になるというふうにご考えております。

まず、住宅建築に要する木材の保有量、また、切り出し費用の積算等の試算から検討してまいりたいというふうにご考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

検討いたしますか、まあされるっていうふうな言葉もありましたんで、ぜひお願いしたいわけですが。

業者的にはですね、町内の業者、販売業者含め製材業者も少ないわけですが。四万十市のように町外からもというふうなこともですね、まあ当然、町内産材を使用してのこと、というふうな括りにはなろうかとは思いますが。そういった、町外の業者さんも含めたやり方もあろうかとも思います。1 社ずつ、伐採、製材、販売、1 社ずつだから足踏みをするというふうなことではなくてですね。

やはりこれ、以前にも私、一般質問で質問させていただいたことがあるんですが、森は海の恋人というふうなうたい文句で一回、一般質問の方をさせていただいたわけですが。山の伐採をしますと、後、間伐ではないわけで、伐採して、後の植栽してですね、山をまた潤う山にするとか。そういった意味でですね、ただ単に補助金を出すからというふうな観点からやなくて、山もまた生き返るいたしますか、再生できる。山が再生できれば、また、海へそれが水となって行きますんで海の活性にもなります。漁業者の活性にもなります。そういったこともあってですね、自分は一石三鳥、あるいは一石四鳥ぐらいの効果があるんじゃないかというふうな思いでおるがですよ。

やっぱりそういったことをですね、何いたしますか町の施策として、町民も元気になり、経済的にも活発になり、そういう施策を打つことで、そういう動きも出てこようかと思うがですよ。そういう意味での質問ですんで。

副町長、いかがでしょうかね、そういったことは。

議長（山崎正男君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

業者が1 社ずつというふうにお答えをしました。少ない業者で心配をされるのがですね、競争の原理が働かず価格が高騰するというような心配があろうかと思えます。それで議員の方も、ほかの市町村から業者を求めてということであろうかと思えます。

先ほど申しました、その流通のシステムの中で価格の高騰等が抑えられる仕組みがもし構築できればですね、町内の業者でできる方が良いというふうにも考えてございます。

先ほども言いましたように、森林所有者にとりましても補助的なことになりですね、施業ができて、そして間伐ができて、また保育ができると。そういう循環になればというふうに思います。

また、業者もある程度収入が増える、そして、建築主の方も有利なことで建築ができるというふうな好循環ができるような流通システムの構築を、費用の方の算出を計算しまして、調査をしたいというところでございます。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

前向きに検討されるっていうふうなお言葉もいただきましたんで、ありがたいことですが。

費用的なものも確かにあるかと思いますが、今、副町長の方が申したように、大工さんの仕事も当然増えてくるわけですね。他市町村のように、100万であるとか200万であるとか補助があれば、決断は当然、取っ掛かりやすいといえますか、言葉悪いですが。二の足踏んでおったものが、そういった補助があることで、私もやってみようかというふうな声も挙がることあるかと、私は思っております。

そういった意味でもですね、その経済効果いいですか、今言われた大工さんにしても、山の所有者さんもそうですね。販売にしても、製材にしても、森林組合もそうだと思います。

そういったことで考えますとね、執行部の方がよく言われます費用対効果っていうふうな部分では、ほんと大きなものがあると思うがですよ。ぜひこれですね、まあ降ってわいたような話やと思いますんで、今のところ。なかなかすっとは、なかなかかとは思いますが、町の起爆剤いいですかね、一つの起爆剤になるかとも思うがですよ。定住であり、移住であり、Iターンで、Uターンで、そうやって帰ってこられる方も、あ、黒潮町に帰れば、こんなにすごい補助があると。家を建てたかったけれどもやってみようかとかいう話にもなるかと思えます。

ほかの市町村の事例なんかも検討していいですか、うちの施策をつくるにそういったところも見ながら、ぜひこの件やっていただきたいと思えますんで、ひとつよろしくお願いします。

それでは、1番の地域おこしの方はこれで終わりたいと思えます。

続きまして2番、防災、減災についてでございます。

この件、再々自分も質問の方をさせていただいておるわけですが、今回、特に新しい課長さんも就任されてまだ間もないわけですが、課長さんのその意気込みいいですか、そういったものもお聞きしたいと思えて。

カッコ1と致しまして、前回、3月議会で、要耐震化住宅の地域別の戸数調査を行う考えはないか。地域担当制を活用すれば早期に実現し、今後の耐震化促進に大いに貢献するのではないか、についての一般質問を行った。

今議会では、新任課長となり、その思いと意気込みに少なくとも違いがあると思われ、思いと、意気込みをお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

浅野議員の一般質問、2、防災、減災について、カッコ1につきまして、通告書に基づきましてご質問にお答え致したいと思います。

命を守る対策として、住宅耐震化は非常に重要であるとは考えております。その促進を図る対策について実施していくことについては、しっかりと取り組んでいかなければならないと思っております。

住宅耐震化については、今までの促進に対する取り組みにより、耐震化に対する申請が昨年より相当数増加しております。今年度においても、設計、建築業者が対応できる上限に近い件数の申請が来ている状況です。

現時点でこれ以上申請が増えるということになりますと、対応が少し困難であるといった状況も生まれる懸念があります。結果として、申請者へご迷惑をお掛けするといったことになることが考えられるため、当面は、今までの施策どおり戸別訪問等、現状の流れで耐震化促進について進めていきたいというふうに考えております。

ただ、今後、申請件数が落ち着いてくれば、津波避難カルテの調査の中で津波浸水想定 40 地区の調査を実施しておりますので、そのデータを活用の上、また、申請区域外においてもデータ収集についてその方法を検討をしていき、未耐震住宅を洗い出し、ピンポイントで耐震化を促していくといったところの検討も必要だというふうに考えております。

また、ご提案の地域担当制についてでございますけども。本年度については、地区防災計画の策定、また、避難所の関係整備を検討して、ミッションとしております。さらなる項目追加ということではなく、耐震化については、その今年度検討していく地区防災計画の中で地域と協議をしながら、その推進に取り組んでいけたらというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

5 月の臨時議会でも、課長の意気込みというか思いをお聞きして、すごい自分は頼もしく思ったことですので、今後も前向きなそのお考えと行動で、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、先ほど申し上げました、地域別のその戸数の調査の件ですけど、地区防災計画の中でいろいろその計画を立てていくというふうなことがですけど。前回の同じ質問の折にも自分も言ったことなすが、前任の課長さんの方の回答の方ですね、その課長さんの発言の方からちょっと抜粋しますけど。

町内の事業者さん、たくさん認定工務店として登録していただいて、そのいわゆる大工さんですね。大工さん、各地域に散らばっておりますので、実態をこう、状況を見てますと、その地元の大工さんが地元の事業をしているケースが非常に多くなってきております。だから、個別の相談員よりもですね、その建築業者さん自身が慣れてくると、それぞれの地域で耐震をしてない所に対して声を掛けてくれる、というふうなこともおっしゃってくれたわけです。そういう状況が生まれてきておりますので、少しそちらの方を優先的に取り組んでいって、なお必要であれば、地区別の調査も一定、状況を見た上で検討はしてみたいと思っております。これも一つの方法で、当然の。大工さん、すごい今、認定いいですか指定の業者さん増えましたんで、その方々のお力を借りれば、役場自体で動くよりももっと早急な対応ができるかとも思うがですけど。

そういった、その大工さんへの前課長からのその申し送りにしてもですね、大工さんへのそういった働き掛けはいますか、町の方から行っておりませんか。

議長（山崎正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

浅野議員の再質問にお答え致します。

町内の建築業者さん方にはですね、耐震に関する学習会等を年間で開催しております。そういった際に、これが皆さんが仕事をする際に、そういったことで耐震化をする所を見つけていくことが皆さんの利益にもつながりますよといったところを訴えていきながら、それで大工さんとかそういった方も勉強しつつ、そういったことをある面セールスとしてやっていただいているという状況もあると思ひます。

そうしたことから、先ほど言いましたように、今年度に関してはそういった取り組み等もあって、昨年もかなり急激に、新施設で伸びたんですけども、6 月時点で約 1.5 倍の申請があるといった状況も出てきていますので、そういった成果の表れではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

何度もおっしゃっていただいて申し訳ございません。1.5 倍、今年度はすごく増えておるといふうなことです。

ですが、要耐震化住宅っていうのがいまだにですね、もうものすごい数残っておると思うがですよ。この浸水想定区域に限らず区域外もですね。そのことを思いますとね、仮に、今年度 1.5 倍になったからといって安心できるわけじゃなく、ほんといつ来るやらも分からん、今日かも、明日かも分からん、あさっても分からん、その震災の方ですね。これについては、もう一日でも早く対応しておかないと、町長が当初から言っておられる、一人も被災者を出さないという思いでずっとやってこられたわけなんです。

そういった意味におきまして、やはりその数の把握いいますかね、前回もできておらんかったわけですが、数の把握もどうも進まないというふうなことで、実態がつかめてない状態が続いておると思うがですよ。そういった意味でですね、その数字をつかめば、何いいますか各地域地域があるわけですが、この地域は何パーセントか、何パーセントしかできてないですよ、あの地域はこだけ来ましたよというふうなことで、競争意識も持っていただいたりとか。そういった方向でも、町民の方は意識が変わってくる部分もあるかと思うがですよ。そういった意味での今回の質問でもあるわけですが。

その要耐震化、また、耐震化にも設計までいってない所も多分まだだいぶあるがですが、それも含めですね、耐震化設計、耐震化ですね。そこまでのことには安心できんいいますか、町長の思いが達成できんと思えます。

そういった、地区地区、地域地域の戸数、要耐震化戸数であるか、その調査についてはできませんか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問に答弁させていただきます。

作業が発生しますので、結局のところ、その作業をやって得られたデータをどう活用するかまでのイメージがないと、ということだと思います。

お伺いしております、地域別の、例えばその達成率といえますか、が出た場合にですね、どのようなそのデータの活用があるのかと。多分ですね、すべてを公表して地域間の競争力をというのは、ちょっと行政としては踏み込みづらいところかなと思います。

ただし、地元、例えば大工さんがおられないとかですね、あるいは周知が徹底できていない地域が、もしかするとそのデータから顕在化、抽出ができるかも分からないと。そういうことでは、データとして活用できるかところにいけるのかなと思ってます。

これ、固定資産台帳でもう全部把握できてまして、要耐震化住宅は。その中で、これまでの実績に応じて消し込みをやっていけば出るわけですし。それを整理する作業が必要ですけども。

まず、先ほど申し上げましたように、その作業をやって得られたデータをそういうふうにご利用するということと、それから、もう一つはタイミングです。防災課長からもありましたように、今、もう手いっぱいぐらい来てまして。特に大事にしたいのはですね、先ほど防災課長からもありましたように、地元大工さんへのお仕事。これも一つなんですけれども、もう一つ自分たちが大事に思っているのは、そのなりわいからの防災

への参画ですね。つまり、プレーヤーさんが町内におられて、かつ、単純に経済活動を行っているわけではなくて、それがしっかりと防災対策につながっているんですよ。こういった意識を、しっかりと地元の大工さんに持っていただくと。実はこれ、去年、勉強会で大工さんとお話し合いの場を設けたときにも同じ話をさしていただきまして、お願いをしてきたところです。うちの防災を息の長い取り組みにしようとする、しっかりとプレーヤーが設定されて、そしてそのプレーヤーの皆さんがしっかりとしたマインドを持ち続けられる。そのために、経済合理性を少し付加しましょうというのが今回のモデルになっておりまして、しばらくこの状態でちょっといかせていただければなと思います。

ただし、いろいろな情報が見えてきたり聞こえてきたりしますので、議員が心配しておられるようにですね、ある特定の地区だけ、少し情報の周知が徹底できていなかったばかりに少し耐震化が遅れてますよというようなことがあれば、そこはまたしばらく個別で説明に入らせていただくなり、また、大工さんのご協力をいただくなりで対応させていただければと思います。

議長（山崎正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

皆さんほんとにね、情報防災課に限らず、この 34.4 を突き付けられたその日からですね、すごい、もうほんと一生懸命の仕事されているということは、私も重々分かっております。

その上にですね、どうしても自分の思いとしては、そういった、地域によってはちょっと遅れておる所もあったりするところも見えますんで、町長が今お話ししたように、そういった所にはやっぱり重点的な手を打っていかないかとか、そういったこともあろうかと思えますんで。

今後ともですね、このことに関しましては皆さんも重々分かっておられることかとは思いますが、私たち議員もお手伝いできる場所があればしたいという気持ちもございますし、ぜひ、これを早期に完遂させていただきたいと思ひまして、私の一般質問を終わります。

議長（山崎正男君）

これで浅野修一君の一般質問を終わります。

この際、2 時 30 分まで休憩します。

休 憩 14 時 18 分

再 開 14 時 30 分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮地葉子君。

9 番（宮地葉子君）

それでは通告書に基づきまして、今回も 3 点について質問を致します。

最初に、個人番号、マイナンバー制度についての質問に入ります。

カッコ 1 番ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称はマイナンバー制度ですが、昨年からは始まっています。行政から、マイナンバーがなければ、何とかの手続きができませんよとか、申し込みができないよとか言われて、住民は言われるままに提出していることが多いのではないかなと思います。

12 けたの番号に個人の情報がびっしり詰まって、他人に知られたくないもの、知られては困るもの、もしか

したら、悪用され、犯罪に使われる危険性がある等々、どこまで周知されているか心配です。

現在は、個人情報に関しては過剰反応ではないかなと思う場合もあるほど、うるさく言われる時代です。それだけ個人情報は大切であって、それを守る権利は誰にでもあり、それを侵す権利はどんな権力者でも持ち合わせていないものです。

こんな時代に、突如として国民の前に登場した、個人を識別する番号です。これは国民から求めた制度でもなく、国民が必要とし、国民にとって必要な制度とは、到底考えられません。政府にとって、役所にとって、国民を管理する上で必要な制度ではないでしょうか。

今回の質問は、まずは国民全体の問題についてではなくて、5月に市町村が事業所に送った住民税特別徴収決定通知書についての質問から入っていきますが。

この通知書には、従業員のマイナンバーを記入する欄が設けられています。その書類を黒潮町でも事業所に送付しているわけですが、個人情報漏えいの危険性についての認識があったとは思いますが、どうでしょうか。

その認識の上で、送付方法はどうだったでしょうか。

最初にお尋ねします。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

それでは宮地議員の、1、個人番号制度についてのカッコ1、市町村が事業所に送る住民税特別徴収決定通知書には従業員のマイナンバーの記入欄が設けられているが、個人情報漏えいの危険性の認識、ならびに送付方法等について、通告書に基づきお答えします。

個人番号とは、議員も申されましたが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法に基づく、社会保障や税、および災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平、公正な社会を実現するための社会基盤として、平成28年1月より導入されたものです。

その一方で、この番号制の導入に伴い、個人情報の一元管理や、特定個人情報の不正追跡、突合、財産、その他の被害等が懸念されております。

このため、個人番号の取り扱いには、国および地方公共団体は、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとされ、主体的に特定個人情報の保護のための厳格な取り組みが求められています。

番号法第9条第2項の規定に基づき、平成29年1月から順次利用開始がされ、税分野においては、平成28年分所得の申告書等への記載が求められることになりました。

ご質問の、個人情報の漏えいの危険性等の認識、ならびに送付方法についてですが。

個人番号は大変重要な情報であるため、取り扱い方によっては個人のプライバシー等の権利、利益に影響を及ぼしかねないことを町職員一人一人が認識し、事務を行っているところです。

また、特別徴収税額通知書は、郵送するに当たり、町としては誤配送、誤った配送がないようにするために、正確に配送先の把握を行い、個人番号の取扱部署や担当者様に確実に到達するよう、努めているところです。

個人情報の漏えい防止措置として、個人番号が記載されている特別徴収税額通知書をはじめ、税務課が取り扱っている納税通知書には、課税期間中は税務課職員のみしか出入りしない部屋で、複数の職員で納付書の封入作業を行い、職員のいない夜間は施錠を行い、個人情報の管理をしています。

また、発送においては、郵便局員が収集に来る直前まで、職員が確認をできる室内で保管をし、郵便局員に



手渡しているところです。

来月にも予定をしています、国民健康保険税の納付書の発送作業についても同様に、職員の意識の周知を図りながら対応をしていくところです。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

職員にも、それから取扱方法にも、大変厳重に管理しているという答弁でしたが。それはある意味、当然といえば当然ですが、それがされてるといふ点では少し安心ですが。

郵便ですけどね、これは本来なら、相手に届いた場合、誤配当があっちゃいけないんですけど届いた場合ね、どういう郵便になってるか分からないので、簡易書留で送られたのか、普通郵便で送られたのかは答弁がなかったですが、それも併せてお願いします。

それからですね、個人情報もう今、先ほど言いましたようにとっとうるさくなって久しいわけですよ。それで、住民それぞれに送られてきたときですね、昨年。家族にも見せちゃいかんと。厳重な管理が必要です、というような注意がありましたよね。それだけ情報を管理するのに大変なもんなんです。

じゃあ、この12けたの数字にですね、どのような情報が組み込まれてこれからいくのかですね、ある程度知っておく必要があるんじゃないかなと思うんですが。

その郵送の仕方、普通郵便だったのか簡易書留だったのかという点と、12けたにどのような情報が入ってるのか、今後入っていくのか。

それを分かる範囲で教えてください。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

まず、郵送の方法ですが、普通郵便で送っております。郵送する事業所が692事業所でありまして、そちらの方に普通郵便で送付をしております。

また、個人番号、12けたの意味ということですが。個人につきましては12けた、そのうちの11けたが住民基本台帳にある番号ですね。住民票コード、こちらの11けたを、総務庁の中ではある一定の数式がありまして、計算式がありまして、そちらで復元不可能な方法で変換をしております。そしてまた、末尾に検査用数値の1けたを、末尾に1けたを付け足して、12けたという構成になっております。

検査用数値のその末尾1けたにつきましては、数字で入力をして確認をしていきますので、その検査、チェック用の数値ということで聞いております。

12けたの情報の内容、そのことですが。このことにつきましては、総務省の管理下にあります地方公共団体情報システム機構、そちらに直接電話で確認をしました。

この12けたの数値自体には、何も情報は持たせていないと。ランダムに入力して、そこでその中に含まれている情報が漏れるということの危険性があるもので、この数字自体には何も情報は持たせてない。その12けたの数字をもって、国内どこでも、この人が同一人物であると。その識別をして、その後は、その番号によってさまざまな情報サービスを得ると。そういうふうな形になっていると、そういうことです。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

番号そのものに情報が入って、ランダムに打っていったらそこへさっと情報が出てきたら大変なことから、もちろんそういうことだろうと思うんですが。

その番号の中に、自分たちでは分からないけども、国の方では分かっていくというような解釈でよろしいでしょうかね。

それです、事業所さんに送付する書類ですよ。それはですね、番号を記載する必要性はあるんでしょうか。

記載しないと罰則はありますか。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

事業所への個人番号の通知の件ですが、こちらについては総務省通知がありまして、その中では、個人番号の不記載、ならびに一部不記載については、地方税法および地方税法施行規則では認められていないということが通知があります。

なお、罰則等については、具体的に明言はされておられません。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

私が調べたのでは、地方税法上の罰則はないというふうに出ておりましたが、そういうことはどうですか。

もう一度、はっきりお願いします。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

議員が申されましたように、地方税法上については罰則はないということです。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

罰則がないってことは、記載する法的な義務はないというわけですね。

どうでしょうか。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

先ほど言いましたように、地方税法施行規則の規定ということで、そこを求められていますので、黒潮町としては記載をしていく予定です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

少し答弁がずれたんですけど、次へいきます。

従業員の中にはですね、番号を事業所に提供したくないという人も当然いると思います。また、事業所の管理に特に問題があるというわけじゃなくてもですね、自分の個人情報を簡単に他人に見せたくないということは当たり前のことです。

でも、今言われたように総務省はですね、そんなことはお構いなく、住民の意思とは全く無視して、第三者である事業所に番号を通知しなさいというわけですから、総務省のやり方は問題があると思います。

全国的に見ますと、情報保護の観点から問題があるとの考えで、名古屋市では決定通知書への番号不記載を決めていますし、大阪市や仙台市は、決定通知書に番号を記載しないで送付し、別の便で受給者番号と個人番号を記載したものを送付しています。

私たちの身近な自治体では、お隣の四万十市、宿毛市などは、個人番号は記載しないで送付しています。

四万十市では、実態として、マイナンバーを記載しなくても業務上は支障がないので、今年度は記載しないで対応したと言っておりますし、宿毛市は、受け取る事業所の体制が不十分と考えられることから、個人番号は未記載で送付したと言っています。

高知市でも、マイナンバーの必要性とリスクを考慮した結果、通知書への記載を行わない方向で検討と。これは12月議会でするのでその後どうなってるか分かりませんが、そういう答弁をしています。

黒潮町では、このへんでの考慮はどうでしたか。個人情報漏えいを危惧（きぐ）しながら、事業所に送付に至った利用は。

再度になるかもしれませんが、もう一度お願いします。

（議場から何事か発言あり）

議長（山崎正男君）

宮地議員。

9 番（宮地葉子君）

2番ではないんですけどね。2番は事業所のことですから。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

事業所の依頼等については、事前にですね、文書の依頼、また、そして特別徴収税額納の付税通知書を同封するときにも、あらためての文書は同封をしていません。

あくまでも、先ほど言いましたように地方税法規則、それにのっとりやるということで送付をさせていただいています。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

名古屋市とか例を出しましたが、個人情報が漏れる危険性があるから、これは未記載でいこうと。四万十市とか宿毛市の方でも考えてですね、今回は記載はしなかったと言ってるわけですが、黒潮町はどうして記載したんですかって聞いたわけですね。そしたら、最初のときに総務省からそういう通知があったと言われました

ので、まあそういうことだと思うんですが。

国会ではですね、国会議員が、住民の利益を考慮した自治体の判断に対して尊重すべきではないですかと質問をしたことに、山本幸三地方創生担当大臣がですね、国と地方公共団体の関係は対等関係と答弁をしており、国は自治体の判断を尊重すべきとの認識を示しています。

個人情報漏えいする問題、そういう問題があるとの認識がありましたら、自治体は国の顔色をうかがったり、言われるままでもないと思いますが、結果的に国の言われるままに動くのではなくて、こんな重要な問題がある内容については今後も検討が必要ではないかと思うが。

いかがでしょうか。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

今後の納税通知書等へのマイナンバー記載につきましては、現在、町としては総務省到達、それに基づいて記載をしていきたいと、今後も考えているところです。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

よその自治体の例も出して、情報漏えいの心配があるからどうですかって聞いたんですけど、まあ、なかなか受け付けないと。そういうような答弁だったように思います。

カッコ2に移ります。カッコ2は事業所側からの問題ですが。

事業所では、送られてきたマイナンバーが記載された書類の取り扱い、個人番号が漏れないように厳重に管理する必要があるのではないのでしょうか。

それが漏れたら、事業所に罰則が伴うのでしょうか。まず、罰則が伴うかを一つ聞きますが。

そういうことを考えますと、事業所にとっては個人番号の管理が負担になるんじゃないかなと思いますが、今回、事業所の受け取り体制の配慮は考えられていたのでしょうか。

事業所によっては、個人番号がマイナンバーだと気付かない所もあったと、そういうふうにも考えられますが。送付書類に注意書きなど、これは個人ナンバーですから気を付けてくださいよと。そういう注意書き等も入れましたか。

その2点についてお伺いします。

議長（山崎正男君）

税務課長。

税務課長（尾崎憲二君）

それではカッコ2番の、事業所も個人番号の取り扱い等で負担になると思うが、事業所への配慮等は考えられていたかについて、通告書に基づきお答えします。

平成29年度分以降の特別徴収税額通知書においては、通称、番号法第19条第1項の規定に基づき、個人番号利用事務実施者である市町村から、個人番号関係事務実施者であります特別徴収義務者、いわゆる特別徴収事業者様へ、個人番号が提供されることになりました。

また、特別徴収義務者は、番号法第9条3項の規定において、当該事務を行うために必要な限度で、個人番号を利用することができることとされていますが、当該通知書により提供を受けた従業員の個人番号については、

地方税法に関する事務以外の事務に利用することはできません。

また、事業所においては、特別徴収通知書により従業員の個人番号の提供を受けることをもって、特別徴収義務者における個人番号の取得が免除されるわけでもなく、個人番号を取得できていない従業員については、引き続き個人番号の取得に努めていただく必要があるとなっております。

これらのことについて、特別徴収義務者の理解と協力を得ることが必要であることから、平成28年11月25日付で総務省より、平成29年度分以降の特別徴収税額通知書の発出時に、個人番号の取り扱いについて記載された文書を同封するなどの、周知を徹底するよう通知がありました。

議員のご質問と併せて課内でそのことを確認をしたところ、特別徴収事業所様へのお願い文書の同封ができていないことが判明をしました。

このことについて、来年度以降も各事業所様にお願いする必要がありますので、今後、業者所様に依頼文書を同封することの失念がないよう課内で再度認識を共有しまして、本年度についてもあらためて事業所様に個人情報である旨、また、この個人情報を管理をしていただく。その旨のお願い文書を送付することを確認し、遅くなりましたが、本日、その依頼文書を発送をしているところです。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私がですね、もしそういうお願い文書、注意書きがやってなかったら、二度手間ですがやる必要があるんじゃないですかというのを用意してあったんですけど、もう今日でやるということですので。

ぜひ、それはですね、ほんと親切ですし、それだけ情報というのは大事なものですので、そこまでやらないと。役場でいくら管理しても、次の所で漏れていくという点ではほんとに意味がなくなりますので、これからも、さらに気を付けてやっていただきたいと思います。

次、3番と4番に移ります。3番と4番はですね、おなじような関係がありますので、まとめてやります。

それで、ちょっと関連があるかもしれませんので、最初に4番から、それで後に3番ということで聞いていきたいと思いますが、お願いします。

最初はですね、マイナンバーの管理についてですね。4番に書いてありますが。

住民にとっては、いろんな所でマイナンバーの記載が求められるのであったらですね、その番号が一人歩きして、自分の知らない所で自分の情報が漏れいく危険性がないとも言えないのですが、町として、マイナンバーの管理はどのようになっていますか。

お尋ねします。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは宮地議員の一般質問の、マイナンバー制についてのご質問の、まず4番目のご質問からお答えさせていただきます。

昨年1月から、マイナンバーと呼ばれる個人番号の利用に伴い、地方自治体には特定個人情報等に関しまして、より厳しい安全管理措置が義務付けられており、対応を怠ると住民の皆さまに不安を与え、大きなリスクを抱えることとなります。

黒潮町におきましても、厳格な保護措置を講じるために、黒潮町特定個人情報等安全管理に関する基本方針、

および黒潮町特定個人情報の取扱いに関する管理規程を定めるとともに、具体的な取り扱いの手順として黒潮町特定個人情報取扱い実施手順を定めて、特定個人情報等の取り扱いについて職員一人一人が認識し、安全で適切な事務を心掛け、適正な管理、運営をすることとしております。

特定個人情報取扱い実施手順では、管理体制として、各種の責任者を定めているとともに、物理的安全措置として、ネットワーク、サーバーの管理や、パソコン管理、盗難等の防止などを定めております。

また、人的セキュリティとして、特定個人情報の外部持ち出しの制限や、ID、パスワードの管理などを定め、加えて、技術的セキュリティや情報漏えい等報告、個人番号利用事務の取り扱いルールなどの、多岐にわたる項目を定めて運営することとしております。

特に、サーバー等の管理につきましては、マイナンバーを取り扱うネットワークは、インターネット等の外部ネットワークと一切接続することのない閉域の新たなネットワークを構築したり、また、紙媒体の管理につきましても、外来者の入室を制限しセキュリティが確保された場所に保管するとともに、不要となった場合は、復元および判読が不可能な方法により、速やかに破棄を行っております。

このように、本町におきましては、新たなネットワークの構築や実施手順等の規定に基づき、適切な管理運営を行い、個人番号等の厳格な管理のために取り組みを開始しております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

始まったばかりですので、いろいろとね、これからというところであると思いますが。一応マニュアルがあって、手順を定めて、インターネットも外とはつながらないように管理もしているということでした。ぜひそれは、守っていかなくちゃならないものだと思います。

それで3番の方にいきますが。カッコ3番ですよ。

マイナンバー制度っていうのは国民が求めてものではありません。政府が12けたの数字で、国民一人一人を識別して管理ができる、国が必要とする制度だと思います。始まる前から、国民はこの制度によって、個人情報が漏れるのではないか、悪用される可能性はないか、との心配がありました。

個人情報がびっしり詰まっていく、こういう番号をですね、家庭での管理も含めて、例えばですよ、認知症になった。そういうときの番号管理はどうなるだろう。そういうことなんかいろいろありますが、家庭での管理も含めて、今後の検討課題が、これからですのでまだまだ多くあると思いますが。

国は、とにかく浸透させなくちゃいけないので、それを重視しています。浸透させることを重視しています。しかし、それに伴うリスクの周知がないと、住民は大きな問題に、今後遭遇する場合も出てきます。

役場としての検討課題はどのようにとらえていますか。

お聞かせください。

議長（山崎正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

宮地議員の一般質問の、カッコの3番になります。お答えをさせていただきたいと思います。

マイナンバー制の導入は、住民の皆さまにとって利便性の高い、公平公正な社会を実現するための社会基盤として導入されたものでありますが、特定個人情報の不正追跡、突合、その財産その他の被害等が懸念されており、市町村などの行政機関にも厳格な保護措置が求められていることは、これまで答弁でお答えさせていた

だいたとおりで。

このため、先に答弁させていただきました対策を講じておりますが、議員がご指摘されますとおり、課題も残されているのではないかと認識しております。

まず、人的セキュリティの向上が一番心配される事項ではないかと考えております。

個人所有のUSB メモリーやDVD、CD-ROM の持ち込みや使用の禁止、特定個人情報の外部持ち出しの制限、ID、パスワードの管理など、ヒューマンエラーを防ぐためのセキュリティアップを、さらに向上させる必要があるものと考えております。

また、紙媒体の管理につきましても、第三者の執務室への入室の制限や施錠ができるキャビネットの配置など、さらなる厳格な管理とすればもう少し強化したい部分もあり、新庁舎への移転を契機に、より高いセキュリティの構築を図っていきたいと考えております。

今後も、定めております黒潮町特定個人情報取扱実施手順を徹底するとともに、この手順書に定めております教育訓練など、実施も検討をする必要がないかと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地議員。

9 番（宮地葉子君）

行政の方ではそれを預かってますから、今のようなセキュリティができてるとい点ではですね、住民としてはお任せしてるわけです。

ただ、住民として、先ほど言いましたけど個人的に管理するという点ではですね、まだまだそのリスクについての周知が足りないんじゃないかなという点は、個人的には懸念してます。まあ、それはそれですが。

役場にですね、窓口で提示を求められても、内容が内容ですので簡単に出したくないと。それだけセキュリティはできてるんだけど、課題ももちろん持つてるけども、簡単には出したくないと。そういう人は、当然多いと思いますが。

出さなかったら、法で罰せられますか。

それをお聞きします。

議長（山崎正男君）

暫時休憩します。

休 憩 15 時 04 分

再 開 15 時 04 分

議長（山崎正男君）

休憩前に戻り会議を開きます。

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えをさせていただきます。

窓口等ですね、税、そして介護とか福祉関係、それぞれの窓口ですね、法律的にあると思いますので全部を周知しているわけではございませんが、それぞれの中でもう一度確認をさせていただくようにしたいというふうに思います。

罰則というものは、今のところ、すべてについて確認はしてないというところでございますが、再度、それぞれの法的なところを確認させていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

税務課長の方にもこの点は通知してなかったんですけど、ご存じなのかなと私は思っていましたので、これほど休憩があるとは思わなかったんですが。

私は罰則がないというふうに聞いております。基本的には罰則がないんだけど、求められるというのはですね。なぜかといいますと、確定申告に私、行きましたら、マイナンバー記載してくださいと言われましたので、そのときは、したくないという心象を害しますので、いや、忘れまして言いましたら、分かりました、じゃあ来年はお願いしますというふうにしてですね。これは罰則がないからだと思えますね。これで、まあ通用したんですが。

そういうことを確認したかったわけですが、では、どういうことになるんですか。後から言ってくれるというのも変なもんですが。1 つのところがそうだったら、こちらは罰則がある、こちらの課では罰則がない、ということはないと思うんですね。

罰則がないというところでの答弁として動いてもいいですか。

議長（山崎正男君）

暫時休憩します。

休 憩 15 時 06 分

再 開 15 時 07 分

議長（山崎正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

先ほど申したようにですね、一応確認はしなくてはならないところでございますが、議員言われるように、提示を求めないで、その都度来年にまた行こうというようなことがありますので、罰則がないものとして今は進んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

どうもありがとうございます。

今の話ですと、まあ罰則がないことで進んでるということですので。

私もそういうふうに聞きました。ですから、住民は強制はされないということで進んでいってよろしいということ。

また答弁求めると大変ですので、それでマイナンバーの点は終わりたいと思います。

1 問目を終わります。

2 問目に入ります。同和問題についてです。

カッコ1の質問です。



昨年の12月に、部落差別解消推進法という名前の法律が、国民の間でそれほど知られることもなく、また、国会での審議も十分とは言い切れないまま、ばたばたと可決されています。

皆さんのお手元に、この法律を資料としてお配りしてあります。この法律は附帯決が付きましたので、それも一緒にお届けしてありますが、附帯決議は上になって法律が下になってますが、法律があつて附帯決議です。お手元に届いていると思いますが、それが資料です。

差別の痛みは差別された者しか分からないという一部の団体の主張は、容易に人々を沈黙させて分断します。しかし、同和問題について、自由な意見交換のできる環境づくりを行うこと。それは、同和問題の根本的解決を考えていく上での基本的な課題、と、これは1986年、昭和61年のことですが、地域改善対策協議会、通称、地対協といいますけど、その報告にあります。この地対協の考え方は、現在も健在だと思います。

今回出されました法律がどんなものか、資料の中身を見ながら質問をしていきたいと思います。資料の方を見てください。

最初に、先ほど言いましたけど、法律の方から入っていきます。附帯決議は後からです。

この法律には特徴といいますか、主な柱が2つあると思います。

その1つは、第3条から6条までの条文を見ていただきますと分かりますが、法律の主語は、国はとなっていることです。この法律は、国が何をしなければならないのか、国として何をするかを旨としているということです。

では、地方公共団体はどうかといいますと、条文の2項にあります。第3条の2項を見ていただきますと、地方公共団体は前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講じるように努めるものとする、と、このようにあります。他の条文もしかりで、この法律の主語は国でありますから、国が行う内容になっており、地方公共団体が独自に施策を行うことにはなっておりません。

前回の議会で、この問題の質問で藤本課長の答弁でも、国が主語であることを踏まえた内容だったと思います。

例えば、実態調査について課長の答弁は、国が地方公共団体の協力を得て調査を行うこととしており、現時点では国からの指示がなく、実態調査の実施については不明です、と言われております。

この法律では、町が独自で何かを行うと、そういうことではなくて、あくまで国に基づいて行う内容になっている。これが大きな特徴の1つ目です。

2つ目の特徴は、この法律はあくまで理念法であるということです。理念法であるということは、以前の特別措置法のような実行法ではないということです。ですから、財源を伴っておりません。

以前の特措法は、道路を直すとか、住宅を改善するとか、運転免許を無料で取れるとか等々、いろいろ、さまざまな項目に予算をつけて実行する法律でした。

ちなみに、時限立法にかかわらず、延長して33年間続いた特措法の下で、16兆円もの税金が投入されています。

今回は繰り返しますが、理念法であつて、財源を伴う実行法でないというのが、2点目の特徴です。

それで、質問の本題に入りますが、教育長にお尋ねします。

カッコ1の、この法律に基づいて、子どもたちの人権教育は、町として新たな取り組みを行うのでしょうか、どうでしょうか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは、宮地議員の同和問題についてのカッコの1の、部落差別解消推進法に基づいて子どもたちの人権教育は新たな取り組みをするのか、というご質問に答弁をさせていただきます。

これまでも答弁をさせていただきましたけれども、黒潮町で取り組んでいる人権教育につきましては、部落問題の解決を中心に据えて取り組んできた同和教育を継承し、すべての基本的人権を尊重していくための人権教育として発展的に再構築してきたものと考えております。

部落差別解消推進法の第1条の目的においては、現在もなお部落差別が存在することを明記をしており、部落差別の解消に向けての国および地方公共団体の責務を明らかにしています。

第5条においては、その地域の実情に応じ部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする事とされております。

社会の変化等により、人権課題についても変化をしてきており、それに伴い、人権教育の取り組みも変容していかなければならないと認識をし、取り組んできました。

部落差別解消推進法の制定の有無にかかわらず、これまで黒潮町が取り組んできた人権教育を積極的に展開して、人権尊重の意識を高める取り組みを進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

この法律ができたから、独自にですね、町独自でその人権教育をやるという答弁ではなかったですね。いろいろと教育長が言われたように、まあ社会は変容するから、人権教育をこれからも推進していくことはいいんですが、まあそういうことでした。藤本課長の12月の答弁と、趣旨はおなじだったと思います。

カッコ2に入ります。

現在の社会では、状況によるさまざまな違いがあります。人種の違い、男女や職業、学歴の違い、都市や地方など住んでいる地域の違い、家族構成等々、人はさまざまな違いの中で、お互いの違いを認めながら社会生活を送っています。そのお互いの違いを認め合う。そのことが大事であって、認め合う基本には、人は生まれながらにしてみんな平等である。そういう人権が認められた社会だからだと思います。私たちの先人たちが何百年と、紆余曲折を経ながらたどり着いた人類の知恵であって、獲得した認識だと思います。そして、これが民主主義だと思います。人権教育とは、このことが土台にあって、この根本を教えることが一番の主題ではないかと、私は常々思っています。

質問の本題に進みますが、差別の主たるものは部落差別ですか。同和問題をはじめとする、という枕詞が付いているのは、そういう意味でしょうか。教育長の先ほどの答弁の中にもありましたけども、部落差別を中心にというのがありましたけど。

そして、人権問題は同和問題が主な内容とお考えでしょうか。それを教えるのが人権教育でしょうか。

教育長の考えをお伺いします。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは宮地議員の、同和問題についてのカッコの2の、子どもたちに教える人権教育の内容についてとい

うご質問に答弁をさせていただきます。

高知県における人権教育は、同和教育を中心に取組み、差別の現実から深く学ぶことをスローガンとして、これまで多くの成果を残してきました。

現在、黒潮町で取り組んでいる人権教育は、黒潮町人権尊重のまちづくり条例、および黒潮町人権教育推進計画に基づき、同和問題をはじめ、あらゆる人権課題の解決に向けた取り組みでございます。

これは、高知県での取り組みと連携した内容であると考えており、同和問題に限らず、すべての人権課題の解消を目指す教育内容であると認識して、取り組んでおります。

これまで長年にわたり取り組んできた同和教育、人権教育、啓発の取り組みにより、部落差別は解消の方向には向かっているとはいえ、いまだに存在しております。そのことは、今回の部落差別解消推進法により明確に示されたわけでございます。

これからも、あらゆる差別の解消に向け、人を大切にする人権教育を推進していかなければならないと考えており、これまで同様、同和問題をはじめとする、あらゆる人権課題を人権教育の内容として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、人権教育指導資料に示された個別的人権課題を考えると、人権課題の10の課題の中でも、同和問題が最初に掲げられております。

各学校では、子どもたちの発達段階に応じ、各学年において教育計画の中に人権教育目標を定めながら取り組んでおります。

高学年になれば、身の回りや地域の人権課題を学習することになります。これは、県が示すさまざまな人権課題に向き合うためのものであり、最終的には、すべての人権課題は根底ではつながっていることを理解することが目的です。

偏っているというふうには考えておりませんし、ぜひとも議員には、各学校でのこれまでの教育活動により、幅広い人権教育が行われていることをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

憲法97条には、日本国民には基本的人権が保障されるとあります。そして基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、この権利は過去幾多の試練に耐え、侵すことのできない永久の権利だとあります。

人権とは、私は同和問題とか部落差別などの個別の課題ではなくて、もっと広くて、国民に保障された、人間としての根本的な権利だと思いますし、もちろん、教育長もそのように思われていると思います。人権を部落差別に特化して、そのことを強調するようなニュアンスを含んで人権教育を行ってるとしたら、先ほどの答弁でもありましたけど、同和教育を中心として、と、同和問題が最初に付くのはそういうことだというふうにありましたが。人権と付くと部落差別で、人権と付くと同和問題が主だと。そういうふうです、幅広い判断材料を持たない子どもたちの教育は、歪んだ、歪められた教育になるのではないかと、私は危惧（きぐ）してございます。

教育長には再度になるかもしれませんが、そのような疑問を感じたことはありませんか。

議長（山崎正男君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

宮地議員の再質問に答弁をさせていただきます。

各学校の人権教育の一例を挙げさせていただきます。

各学年の人権教育目標として、低学年、あるいは中学年につきましては、友達や、あるいは仲間づくり、あるいは相手のことを考えていくと。そういった、相手を大切にすることを育てる。こういった教育を進めております。仲間意識を高めていくという教育でございます。

高学年になれば、身の回りや地域の中にある人権問題に気付き、主体的に学ぶ意欲や行動力を身に付けていくこととなります。

具体的な活動として例を挙げますと、例えば、いじめや不登校を防ぐ取り組み、あるいは児童会活動、生徒指導、さらには、特別支援教育による交流学習、あるいは平和学習、命の防災教育。こういったことすべてがですね、人権教育につながっていきます。これらのほかにも、障がい者施設や高齢者施設、こういった所も訪問をしております。

こういうことで、幅広い人権教育、こういったことを進めていかなければならないというふうに考えているところです。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

幅広い人権教育をしている。今、お話聞きましたら、低学年では相手を大切に仲間意識を育てるとか、高学年になると、身の回りのことに気付くように、いじめだとか、そういうことにやっていると。その他、いろいろありました。

それから、先ほどの森議員のときの障がい者のときの答弁でもですね、子どもたち誰もが違うんだと。そんな教育をしているんだというふうな、教育長から答弁もありましたが、すごく大事なことだと思うんです。

で、こういう教育でしたら、何で同和問題が中心になるのかなと、不思議なんです。それにくっ付けることはないと思うんです。その一つとしてはありますけども、幅広く人権教育をしていただきたい。今後もそういうことですね、同和問題をくっ付ける必要はないと思いますので、歪められた教育が行われないようにくれぐれもお願い致します。

カッコの3番に移っていきます。

2003年に特別措置は終了しています。特別措置法が終わりましたので、同和対策は一般行政へとすべてが移行するということでした。

一般行政に移行するということは、行政上、同和地区はなくなるということです。同和地区というものを設ける必要もないし、もうなくさなきゃいけないわけですね。行政上、同和地区がなくなるということは、住民を、地区の人じゃ、地区外の人じゃと、そういうふうに言って区別をしない。つまり、住民の間に線引きをしないということですが、この点については以前、町民館についての質問をしたときに、藤本課長の答弁で確認をしています。

今回の法律が通ったことで、特別措置法が終了して、一般行政に移行するという政府の決定は無効となったんでしょうか。

お尋ねします。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、宮地葉子議員の、同和問題についての3番、2003年の特別措置法の終了は部落差別解消推進法で無効になったのか、のご質問にお答え致します。

宮地議員のご質問のように、同和対策事業および地域改善対策事業にかかわる特別措置法は終了しておりますので、部落差別解消推進法の制定によって特別措置法の終了が無効になったとは考えておりません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

———ると、そういう答弁ですね。

では、行政はこれまで同様、今後の同和行政においては地区と地区外で区別をしないで、つまり住民を区別しない、線引きをしないわけですよ。これが一番大事なことですけど。

同和行政は一般行政に移行しますので、行政用語としては同和行政という言葉はありません。差別があることと、住民の間に線引きがなくなったこととは別のものです。行政が住民を区別しないことがとても大事なことです。住民の間に行政が線引きをしないことは、今後も引き継がれる。今の藤本課長の答弁で、特別措置法が生きているということではそういうことだと思いますが。

確認ですが、それでよろしいですか。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答えします。

行政と致しまして、地区、地区外というような線引きは致しておりません。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

それでは、カッコ4番に移ります。

この法律には附帯決議が付いています。資料に付け加えてありますが、この附帯決議は、自民党が中心になって起草した決議だそうですが、わざわざ付け加えられたということには意味があるからだと思います。

3点の内容が書かれてありますが、それぞれ大事なことが付け加えられていると思いますので、詳しく見ていきます。

まず、1点目を読みますが。

部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動と部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講じることも併せて、総合的に施策を実施すること。

2点目は教育および啓発について、3点目は自治体に係る調査についてと、項目別に分かれています。2点目と3点目の留意する点は同じですので、2点目を読みます。

教育および啓発を実施するに当たっては、当該教育および啓発により新たな差別を生むことがないように留

意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、指標等に配慮すること、とあります。

わざわざ附帯決議を付けた意味は、繰り返しですが、過去の民間団体の行き過ぎた言動と部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、という点と、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、と、この2つの縛りがあることをしっかり受け止めることが大変重要だと思いますが、この附帯決議をどのようにとらえているかを伺います。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは宮地葉子議員の、同和問題についての4番、部落差別解消推進法の附帯決議をどうとらえるか、のご質問にお答え致します。

部落差別解消推進法の附帯決議では、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきであるとして、教育および啓発の実施に当たり、新たな差別を生むことがないように留意し、内容、手法を配慮すること、と示されております。

この法律の目的であり、基本理念でもあります部落差別のない社会の実現を目指して、地域社会の実情を踏まえつつ、最大限の努力をしていくことが重要であると認識しております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

特に気を付けてほしいのはですね、今回の法律が出たと。国が実態調査なり何かしなさいと言ってくるかもしれない。したときにですね、新たな差別を生むことがないようにとわざわざ附帯決議が付いてますので、そのことを行政としては十分に考えた上でやらないと、附帯決議が付いた意味がないですよ。そこを私は強調したかったんですが。

この点についてはよろしいですか。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

参議院の法務局の法務委員会の附帯決議の2番だと思います。新たな差別を生むことがないように留意しつつ、ということですが。これは当然のこととございまして、新たな差別も生むことがないように、取り組むことにしたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

それでは、附帯決議の真髓を今後もですね、課長の言われたとおり、行政にもしっかりと認識していただけるものと思います。

カッコ5に移ります。

玄関の横には、大方町部落完全解放宣言なるものが掲げられております。5、6年前でしたか、この問題を質問に取り上げたときに、町長は、まあ今はそのまま、新庁舎に移るときに考えると、そういうような内容の答弁でした。

そのときも私は言いましたけど、この宣言はそのものに問題がありますと。

1つの問題はですね、現在は黒潮町ですが、これは大方町と冠した古い宣言ですし、昭和50年1月28日の日付入りで、もう既に歴史的な任務を終えているものです。

2つ目に、部落完全解放を宣言するという意味ですが。当時、私が質問をしましてですね、それでは町外から来た人がこの宣言を見て、黒潮町には部落が存在するのですか、それはどこの地域ですか、と問われたときに、どこそこが部落ですと職員に答えさせられるんですかと質問をしたら、当時は植田副町長でしたが、それは答えさせることはできないと、そのような答弁でした。

3つ目の問題ですが、完全解放との文言ですけど。完全とは、何ををもって完全とするのか、どこまでを完全とするのか、いつになったら完全なのか、どんな事態を完全というのか、人それぞれの主観によって違います。判断の難しく、基準があいまいです。

このようにさまざまな問題を持った内容ですが、新庁舎に移転するときはいいいきっかけです。多くの町民の納得のいく判断をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは宮地葉子議員の、玄関に掲げられている大方町部落完全解放宣言について伺う、のご質問についてお答え致します。

議員ご質問の大方町部落完全解放宣言は、1974年、昭和49年12月26日に、旧大方町議会におきまして、高知県下に先駆けて議決されたものでございます。

その内容は、全町民が一体となって部落差別をなくしていこうという決意を表明したものであると思います。その宣言文を玄関横に掲げているものでございます。

合併によりまして黒潮町になりましたが、全町民が一体となって部落差別をなくしていこうという旧大方町の思いを受け継いで進めていきたいと思っております。

新庁舎になってもこれを、そして掲げていくのかということでございますが。

この解放宣言につきましては、昨年施行されました部落差別解消推進法の基本理念であります、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めようと努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として行わなければならないという理念に通じるものがあると思います。

また、旧大方町の先輩の皆さんが願いを込めまして一生懸命協議し、検討し、議決されたものでございます。

従いまして、新庁舎が完成してから、ほかの庁舎内の展示物と同様に、この庁舎内全体としてどのように掲示をするかを検討したいと思います。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

そのまま残すとも、取りやめるとも、はっきり分からない答弁でしたが。

検討するということでしたが、はっきりしたことは分からないんですか。残すんですか。残す方向で検討するんですか。

ちょっとお尋ねします。

議長（山崎正男君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答えします。

これを残すのか残さないのかということですが、これは貴重な財産と致しましてですね、この掲示物につきましてどうするかを、また検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

残すか残さないか、まだ分からないと。検討中ということですね。分かりました。まあ、これ以上言っても検討中ということですが。

先ほど言いましたように、大方町って付いていることも、確かに歴史的な長物で、まあ歴史的に見ればそれはそれで、その当時はですね、価値があったんだと思いますが、もう時代が流れていってますし。それから、価値があったと言っても、そのときの文言自体も、私が先ほど言いましたように問題点もいろいろ含んでおります。じゃあ、ここに部落があるんですかって聞かれたとき、やっぱり答えることはできませんし、完全解放ってどうなるんですかっていうこともあります。その内容についても検討するんだと思いますが。

まあ、残すか残さないか、ぜひですね、こういうものはもう取りやめになって。どこもこういうもの、どこの庁舎にもないんですよ。部落完全解放宣言っていうのはですね。

ですから、ぜひそういう方向で町長は進めてほしいんですが。

いかがですか。

議長（山崎正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

現時点で答弁できる内容は、課長が申し上げましたとおり、他の展示物と併せて、どれをどのように展示をするのかということの検討をさせていただくということです。

ただ、歴史的使命を終えたかどうかというのはですね、自分は決してそうは思っておりません。先ほども答弁の中にもありましたが、今回の解消推進法、これの基本理念と通ずるものが、十分この宣言の中身にはございます。

また、この宣言の明文化に至るまで、あるいは旧大方町議会で議決に至るまでに、どれだけの先人のご苦労があったのかということ、自分たちは常々思い返す必要があると思っております。その契機と致しましては、非常に自分たちは尊重しなければならぬものだと思っております。

そういった思いも含めて、新庁舎の全体レイアウトの中で考えさしていただければと思っております。

議長（山崎正男君）

宮地君。



9 番（宮地葉子君）

もう終わろうかなと思ってましたけど、町長の答弁が気になりましたが。

文言自体が問題があるんですよね、先ほど言ったように。完全解放っていう、完全というのはどういうことかとか、部落っていうのはここにあるんですかとかいうね。そうやって、住民の中にそういうことえを植え付けていく。それも問題ですし、じゃあ、部落差別って何ですかっていうこの定義がですね、今回の法にもないんです。何をもちょう部落差別とかいうか。それはですね、もうどんどん地域的にも解消されていってる。混住が進んでるし、いろんな所で進んでますよね。じゃあ、部落って何ですかということになりますと、もうそれはなくなってるわけです。行政上は。

生まれですね、出時ですね、じゃあ、どこまでを部落の人とするんですかという問題、いろいろ行政的には難しい問題、決め付けられない問題がありますので、それらを踏まえた上でその内容そのものを残すとなると、大変問題があると私は思うんです。

今日は言ってるだけしか、検討するというのですから、ぜひですね、それらも踏まえた上で検討を。多くの町民が納得いくような検討をしていただきたいと思います。

これで、2 番については終わります。

3 番についての健康づくりの取り組みについて、それに入ります。

健康づくりについては大体6月に質問してることが多いんですけど、黒潮町連合婦人会は、健康づくり婦人会としても活動しておりまして、高知県の取り組みと連動しながら、健康づくりは幸せづくりという標語を軸に、健康についての取り組みを行っています。

県は日本一の健康長寿県構想を掲げて、県民の健康づくりに力を入れており、それに沿って黒潮町でも、さまざまな取り組みを行っていることと思います。

日本は世界でも有数の長寿国ですので、それだけ住民も健康に関する意識が向上したのだと思いますが、ただ長生きしてもいけませんよね。元気で長生きをする。平均寿命と健康寿命の差を縮めることが、長寿国の優先課題の一つではないかと思います。

それでさまざまな取り組みをしてると思いますが、健康寿命を延ばすということは大事ですので、取り組みをしてても健康は一日にして成りません。できません。毎日の積み重ね、心掛が基本だと思います。日々の暮らしの中で病気予防を心掛けることですが、予防するには、毎日毎日ウォーキングをすとか、筋力体操すとか、そういうこともあります、それではなかなか条件的にも難しい人もありますし、続けることもかなりエネルギーが要ります。しかし、毎日の食事とかですね、自分のできることで気を付ける、そういうことが大事ではないかなと思います。

そして、その健康チェックにはですね、いろんな健康のことを毎日、ウォーキングなりやってもですね、チェックすると。自分は何か病気がないのかなというチェックが大事ですが、それにはもう健康診断が一番最適ですね。

健康診断は毎年一度、1年に1回、まあ内容によっては2年に一度の健診もありますが、こんなに簡単で、しかも行政から補助がありますので費用も安価で、これほど効率的な病気予防はないと思います。

昨日の質問では、前立腺がんについて藤本議員からありまして、これも町の方で取り組んだらどうかということでしたが。婦人会ではですね、残念ながら前立腺がんについての講義を受けたことがなくて、私の頭から抜けておりましたが。ぜひこういうことも、そんなに高くなければ、取り入れてもらえたらなあというふうに思ってます。

病気予防ということはですね、健康診断は病気予防ですが、病気予防だけではなくて、病気になっていたと

しても早期発見、早期治療が行えますので、治るのも早いし大事に至らずに済みます。健診でがんが分かって、初期のうちに手術をして、現在元気に暮らしている人は、私たちの周りにたくさんおられます。健診は、自覚症状がなくて、知らない間に忍び寄っている病気を見つけてくれる、大変ありがたい制度です。

最初に、町の特定健診、さまざまながん検診の現状と、町としての健診率アップへの工夫や改善について伺います。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは宮地議員の一般質問の3、健康づくりの取り組みについてのご質問のカッコ1、特定健診も含めて健診の受信率の現状と、町として健診率アップへの工夫や改善を問うについて、通告書に基づきお答え致します。

まず、ご質問の特定健診も含めた健診の受診率について、過去3年間についてお答え致します。

特定健診の受診率は、平成26年度は対象者3,234人のうち1,323人が受診し、受診率40.9パーセント、平成27年度は対象者3,074人のうち1,331人が受診し、受診率43.3パーセント、平成28年度は対象者2,809人のうち1,138人が受診し、受診率40.5パーセントとなっています。

がん検診につきましては、希望者としているため、受診者数についてお答え致します。

肺がん検診は、平成26年度が2,653人、平成27年度が2,470人、平成28年度が2,410人。

胃がん検診は、平成26年度が703人、平成27年度が636人、平成28年度が599人。

大腸がん検診は、平成26年度が1,549人、平成27年度が1,272人、平成28年度が1,289人。

子宮がん検診は、平成26年度が470人、平成27年度が346人、平成28年度が356人。

乳がん検診は、平成26年度が546人、平成27年度が397人、平成28年度が436人、となっています。

次に、黒潮町の受診率アップへの工夫や改善についてお答え致します。

これまでは受診率の向上のため、特定健診とがん検診とのセット化、また、申込みやすくするための申込み方法の工夫など、受診率向上のための取り組みを行ってきました。

また、健康づくり推進委員の皆さまにはご協力をいただき、チラシの配布や声掛け運動などを行っていたところですが。

本年度の取り組みとしましては、1点目として、セット化健診の受診時間の短縮を目指しております。

各種検診がスムーズに受診できるように、スタッフが先導することで健診の受診時間の短縮を図り、待ち時間が長いというイメージを改善することにより、受診率および受診者数の向上を目指しています。

既に、本年度もセット化健診が始まっており、大方くじら保育所で実施した健診においては、前年度との比較で、健診全体の終了時間が20分から30分程度の短縮が図られたようであります。

また、総合的な受付を設置し、料金を一括徴収する試みも実施しておりますので、それらの結果を踏まえ、健診時間の短縮につながる方法について改善および検討を図りながら、今後の健診につなげていきたいと考えます。

2点目として、特定健診における未受診者勧奨を行い、集団健診と個別健診、医療機関での健診の、受診者の増加を目指しています。

その方法としましては、住民課の方で業者に委託し、集団健診後に未受診者である方へ受診勧奨を行い、他の集団健診会場へのご案内や、かかりつけ医による個別健診へのお勧めを実施します。

また、過去に受診率の低かった地区をモデル地区として、町職員が集団健診の受診勧奨を重点的に取り組みます。

3 点目として、大方地域での試みとなりますが、肺がん検診、レントゲンについては、検診車両の移動が可能でありますので、セット化健診終了後に移動可能な集落に出向き、検診会場まで来られない方が受診できるような対応を図りたいと考えます。

本年度は、山間部の方を中心に実施し、検診数増に有効と判断できるようであれば、他の地域にも拡充できないか検討したいと考えます。

町民の皆さまが、ご健康で、安心して、伸び伸び暮らしていただくことが最善であると考えておりますので、特定健診、がん検診の受診率アップの取り組みを強化していきたいと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

さまざまな工夫をしてきてるなというのが出てきました。

時間を短縮する。まあ待ち時間がほんとに長くてですね、あれが大体嫌なんですけど、それを短くするために努力していると。受付なんかもですね、1カ所にしたりしてやってる。それもほんとに、気を付けていくということでは大事なことだと思います。

それから、特定健診は受けてなかった人には再度委託をしようと思っておりましたが、どうですか、受けましたか、という電話だと思うんですが。実は、うちの夫の方にかかってきましてですね、もう受けてたんですけど、電話かかってきたときに、黒潮の方ですかって私、聞いたんです。全然聞き慣れないでしたから。そしたら、今聞きますと委託をしてるということで。そういうふうに、受けてないと思われる人、後から受けた人、落ちこぼれている人に再度お勧めするということではですね、大変いいことだと思います。

それから、健診が低かった地域に向けてですね、そこをピックアップして進めていく。これも今までになかった取り組みじゃないかなと思いますが、大変ありがたいなと思います。

それから、肺がん検診。移動もできるということでは、ほんとに、遠くまで行けない人が確かにおいでますので、それはありがたい取り組みだなと思って聞いておりました。

ぜひ、さまざまな工夫の下に健診をまた進めて、健診率が上がるようにしていただきたいんですが。

1 つですね、課長の、がんの検診率の答弁では人数が出ましたけど、率ですよ。例えば、乳がん検診の率でいきますと、何人受けたと。400人とか500人とか受けたってありますけど、乳がん検診の対象者は2年に1回ですから、対象者は何人かおってそのうち何人受けましたというのでは、率が出ますよね。その率が出ないと分からないんですが、もうここではあれですので、後からでも教えていただきたいなと思います。

それで、この対象者に対して何十パーセントっていうふうに率を増やしていかないといけないわけですよ。乳がんに限らずですよ。

平成25年度のデータ、これは宮川課長のときでしたが、肺がん検診は30.8パーセント、胃がん検診はすごい低くて8.8パーセント、大腸がん検診は17.8パーセントとかありますが。まあ、胃がん検診というのはバリウム飲むのものが嫌だっていう人がかなり多くてですね、肺がん検診はレントゲンを受けるだけですから割と簡単ですけど、大腸がん検診はまた、便を取って持っていかなきゃならないとか面倒で、率が低いんだと思います。ぜひ、後にこの検診率の方も、教えていただきたいなと思います。

それで、次いきますけど、再質問ですけど。

黒潮町のまち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランというのが、全員協議会のときに資料を渡していただきました。特定健診の受診率がここへ出されてありまして。

受診率は年々上がってるんですが、去年は40.5パーセントに少し下がっています。しかしですね、これをもたらしたとき気になったのが、去年は下がったのですが、総合戦略の今年度の目標は47.3パーセントと、これは今までにない高い目標だと思います。さらに、平成30年度は49.8パーセント、平成31年度の目標は52.5パーセントというふうにですね、かなり目標としては高い数値になっていると思うんです。

平成24年度だったと思いますが、国保で特別交付金1,000万円をもらえることがありましたよね。そのもらった理由は、前年度よりだと思いますが2年間見たのか分かりませんが、とにかく、特定健診の受診率が向上したからだという答弁だったと思います。

そのときの受診率はですね、41パーセントになったことで、まあ1,000万円のご褒美があったんですが、今回のこの29年、30年、31年の目標は、かなり高く設定されています。今までも、受診率は50パーセントが目標であったし理想でもありましたが、実現はしていません。

先ほどの課長の答弁で、いろんな工夫、さまざまなきめ細かい工夫がされていますので、進んでいくと私は思います。そういうこともあってだと思いますが、今回、総合戦略でこの目標を出された根拠とですね、見通しについてお伺いするのと。

昨年、少し下がったのが気になりますが、その理由も分かりましたら教えてください。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

まず最初に、まち・ひと・しごと総合戦略での目標ということで。目標健診率はですね、黒潮町健康増進計画による特定健診受診目標率が、平成34年度の受診率60パーセントとなっております。それを基に、人口減少による各年度50人程度の対象者が減少すると想定し、平成27年度の対象者3,074人、受診者1,331人で、43.3パーセントの実績に基づき、28年度から31年度までの目標を立てています。

27年度から平成31年度までの受診者87人の増、年度毎45人程度を増やす取り組みを行い、受診率、27年から31年度までに9.2パーセントアップで、毎年2.3パーセントアップを目指すものでございます。

それから次にですね、特定健診の28年度の健診率が下がっている原因はということ。

平成26年度は、保健師が未受診勧奨を行い、27年度からは委託業者による受診勧奨を行い、2年連続で受診率が伸びてきたことから受診する意識が定着したと判断し、平成28年度から、委託業者に受診勧奨のほか、重度化予防の取り組み、糖尿病予防教室を委託業務に追加しました。その結果、かかりつけ医による個別健診の未受診者勧奨時期が1カ月遅くしたため、既にかかりつけ医の受診をされていた方は、次の受診までに2カ月から3カ月後という方も多く、年度内の受診につながりませんでした。その結果、個別健診受診者数が前年度に比べて減少したことが原因です。

今後の対策としましては、かかりつけ医による個別健診、未受診者勧奨の時期を大幅に早め、受診機会を確保していきたいと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

昨年度、健診率が減少したことはあまり問題ないという答弁ですよ。

それから、今後のこの目標の設定ですけども、人数も減るし、まあ分母が少なくなりますから、81人増えて

言いましたかね、それを増やせばいいと。後ですいません、人数を教えてください。

毎年人数を増やしていけば、そんなに大きくない人数だと思うんですが、この目標がもうそれほど遠くないと。いや、達成可能だというふうにお伺いしました。さまざまな取り組みを、先ほども言いまようにやってみるので。50パーセントっていうのは今までほとんどなかったんです。それができれば、ほんとに大事なことで、ぜひ達成したいなと思うんですが。

すいません、もう一回。

実際に、この目標の数字が出たのは何人増で、2.3パーセントアップを目指すとしましたが、その人数、ちょっとすいません。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答え致します。

27年度から31年度までに受診者87人の増で、毎年大体45人程度をずっと増やしていく予定です。

それから、率が9.2パーセント。毎年2.3パーセントを目標としております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

毎年、45人ずつ増やしていけばいいと。

そういうふう具体的に聞きますと、ほんとに実現可能だなというふうに思いました。ぜひ、私も一緒に頑張っていきたいなと思います。

それでは、2点目に移ります。カッコ2ですね。

県は健康パスポートを発行しています。その点について聞きますが。

健康パスポートが始まって1年ですが、健康診断を受けますと、そこで必ず説明がありまして、パスポートに張るシールがもらえます。

私も昨年、パスポートをもらいました。でも今のところ、もらっただけで活用してないと。できてないというのが正直なところでして、そういう方が多いです。パスポート持ってるけど、持ってるだけですと。

今年もですね、健診と講演を聞いたことでシールは少しずつ増えていますが、住民からはですね、シールを取得する機会をもうちょっと増やしてもらいたい、今のままのペースやったら、これは10年かかるっていう人もおりましたけど。まあ、それほどはかからないと思いますが。そういう機会をもっと増やしてほしいという要望がありました。この点についてどうでしょうか。

そして、健康パスポートもらった住民に特典があると説明がありますが、住民にはどんな特典がありますか。

せっかく県が始めた事業ですので、今後、町民への認知度を上げる工夫も必要かと思いますが、どうでしょうか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは宮地議員の一般質問の3、健康づくりの取り組みについてのご質問のカッコ2、県は健康パスポートを発行しているが、町内でのシール取得機会を増やせないか。パスポート取得後、どんな得点があるか。今後、

町民への周知度を上げるための工夫はについて、通告書に基づきお答え致します。

高知県では、県民の健康意識のさらなる醸成と行動の定着化を目指し、平成28年9月1日より高知家健康パスポート事業がスタートしました。

今年の3月末までに、1万人を超える幅広い年代の方々に取得いただいています。黒潮町でも、128人が取得いただいています。

健診受診、健康イベント参加などでヘルシーポイントシールを集め、パスポートを取得し、楽しみながら、お徳を感じながら健康な心と体を手に入れ、日々の健康づくりに取り組むことができます。

健康パスポートを取得するには、申請はがきに2種類以上のシールを合計3枚張って申請することで、郵送や市町村などの窓口でパスポートI（ワン）が取得できます。

シールは、健診を受けるピンクシール、知る・参加するグリーンシール、楽しく動くブルーシールの、3種類となっております。

対象者は、20歳以上の高知県民の皆さまで、実施期間は、平成28年9月1日から平成31年3月31日までとなっております。

それでは、黒潮町でのシールの取得機会を増やせないか。パスポート取得後、どんな特典があるか、についてお答え致します。

本年度より、黒潮町独自の取得機会を増やすための事業として2点ほど、県の周知用パンフレットにも掲載を致しております。

1点目が、くろしおちょう健康チャレンジということで、1カ月の間に、運動、血圧、朝食、体重の4項目のうち2項目以上を15日以上記録し、提出していただくことで、シール5枚を進呈致します。

さらに2点目として、くろしおちょう健康度アップ大作戦ということで、検診結果などに応じ各自で目標を設定し、3カ月から6カ月間取り組んで、データに改善が見られた方にシールを10枚進呈致します。

今後も、他の市町村の事例等を参考にしながら、当町に取り入れられるものは追加していきたいと考えます。

パスポート取得後の特典として、町内において健康パスポートを提示することにより、ネスト・ウエストガーデンミニサラダサービス、道の駅ビオスおおがた1,000円以上のお食事でお食後のコーヒー1杯サービス、農家民宿かじかドリップコーヒーサービス。飲食のみの利用は不可となります。土佐佐賀温泉こぶしのさと、入浴料、大人50円引きなどがございます。

この特典、飲食店、スポーツ施設、温泉施設等の割引が使える場所については、高知市と比較すると幡多地域は少ない状況にありますが、県において、各施設等に働き掛けて内容の拡充を図ってまいりたいと考えています。

また、町独自の特典につきましては現在調整中でありますので、詳細等が決まりましたら、町広報、ホームページ、告知端末放送を通じて、町民の皆さまに周知を図ってまいりたいと考えます。

次に、町民への認知度を上げるための工夫は、についてお答え致します。

これまで、町広報、ホームページ、告知端末放送等による周知、および健診、運動教室等の場所で周知等を中心に取り組んできました。引き続き、周知に努めてまいりたいと考えます。

また、行き届いていない点も多くあるかと思っておりますので、周知方法等の検討、改善を図ってまいりたいと考えます。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

ミニサラダとか、コーヒー1杯とかですね、健康パスポートを持っていれば少しは特典ありますよということはある程度知られてないので、またお会いした住民の方にも話していきたいと思います。

ただですね、あんまり健康にですね、すごく意識のある方、関心のある方っていうのはパスポートを持って、健康増進に力を日々注いでるんですよね。そうじゃなくて、もっと健康をもう少し意識付けして頑張ってもらいたいといいますか、やってもらいたいという方に広げていくということが、健康パスポートの趣旨かなあとは思ってますが。今の話聞きますと、ちょっとややこしくて分かりづらいところもあったかと思います。今後ですね、広報の方でも知らせていくということでしたし。

先日、地域でふれあいサロンがありまして、去年はふれあいサロンに行ってもシールはなかったんですけど、今年はシール1枚くれました。だから、そういう点で徐々に広まっていくことだと思います。

では、カッコ3に移ります。

健康づくり、病気予防の基本は、適度な運動とバランスのいい食事が基本だと教わりました。生活習慣病というネーミングが付けられているように、毎日の暮らしの中にこそ、病気予防があるということだと思います。

今回は、生活習慣病の中で糖尿病の怖さをもっと取り上げてほしいと思ひまして、質問に入れました。

先日、幡多郡の健康づくり婦人会の総会がありまして、高知赤十字病院の糖尿病看護認定看護師さんの糖尿病についての講演がありました。

そこでもらった資料を引用ですが、厚生労働省の資料では少し古い数字になりますけど、2012年、糖尿病と糖尿病予備軍の合計は2,050万人にもなるそうです。

糖尿病は50歳を超えると増え始め、20歳以上の男性の7人に1人、15.5パーセント、女性は10人に1人、9.8パーセントの罹患(りかん)率だということです。加えて、治療をしていない患者さんが3割もいるということでした。

この病気の恐さは合併症が出ることですが、糖尿病の罹患(りかん)率が高くて予備軍も多い、国民病といわれているほどです。とても恐ろしい病気なのに、もっと住民に知らせていくべきではないかなと思ひ、取り上げたところです。

糖尿病は若いときから気を付けなくてはならない病気ですので、町民大学などで専門家の話を取り上げてほしいなと思ひますが、いかがでしょうか。

付け加えまして、もう1点ですが。

以前から、ずうっとこの質問で取り上げてきてます喫煙についてですね。喫煙が病気を起こす大きな原因である、要因であるということは、喫煙者はたばこを吸わない人に比べると、はるかにがんなどの病気などにかかる確率が高いです。

今では、喫煙が健康に害を及ぼすと。そういうことは広く知られておりますが、知っていても、具体的な数字を伴った話を専門家から聞きますと、その怖さを実感します。

また、もう一つ気を付けなきゃならないのは、たばこの害は吸ってる自分だけの問題ではなくて、周りの人にも害を及ぼすことです。受動喫煙の健康への悪影響についても、喫煙者は特に知っておいてほしいと思ひます。

婦人会では、たばこの害について講演をよく聞くんですが、以前も言いましたけど、婦人会ではほとんど喫煙者がおりませんので、こういう話は男の人に聞いてほしいなあと、いつも痛感しております。若い人や男性の多い職場や団体こそ、講演が必要ではないでしょうか。

町民大学は婦人会と違ひまして、若い人も男性も対象になりますのでぜひお願いしたいのですが。

その糖尿病とたばこの問題、併せてどうでしょうか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは宮地議員の一般質問の3、健康づくりの取り組みについてのご質問のカッコ3、生活習慣病の取り組みは重要だが、糖尿病の怖さや喫煙の怖さと周囲への弊害等について町民大学で取り上げてほしいがどうかについて、通告書に基づきお答え致します。

生活習慣病には、高血圧、脂質異常症、糖尿病などがありますが、これらは自覚症状がほとんどないため、気付かないうちに進行し、脳や心臓、血管などにダメージを与え、ある日突然、狭心症や心筋梗塞、脳卒中など、命にかかわる恐ろしい疾患を引き起こすことがあります。

生活習慣病は、サイレントキラーと呼ばれています。

糖尿病は、これ自体は直接命にかかわる病気ではありませんが、自覚症状がないまま進行し、合併症を起こすことが大きな問題となっております。

また、喫煙については、長期にわたって喫煙を行っている、ほぼすべての臓器、組織に障がいを起こし、健康に影響を及ぼし、さまざまな疾病の発症に影響しています。

また、受動喫煙により、たばこを吸わない方への健康被害を及ぼし、社会的な問題となっております。

これまで、糖尿病の怖さや喫煙の怖さと周囲への弊害等については、各種健康相談や健診結果の報告会、保健指導等でも周知を図り、町民の皆さまの健康被害の防止および健康増進のために取り組んでいるところで

す。議員のご質問の趣旨は、多くの町民の皆さまに生活習慣病の恐ろしさを知ってもらいたい思いから町民大学での講演開催だと思いますが、講師先生の選定および予算措置も必要になるものでありますので、本年度、早急な対応は困難であります。その点をご理解をいただきたいと思っております。

多くの町民の皆さまに知っていただく講演会として、高知県立幡多けんみん病院の主催による、健康等に関する講演会、幡多ふれあい医療講座が、毎年9月ごろに黒潮町で開催されています。

今年度につきましては、講座内容がもう既に決定しており検討する余地がありませんが、来年度の開催に向けて講座内容を、糖尿病の怖さ、喫煙の怖さと周囲への弊害等について検討したいと考えております。

以上です。

議長（山崎正男君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

幡多ふれあい講座で、来年度に検討してくれるということは大変ありがたいことですが。

これは昼間ですか、夜ですか。

議長（山崎正男君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは再質問にお答えします。

4月16日に行われた講座はですね、1時半から4時の予定です。

以上です。

議長（山崎正男君）



宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

昼間の講座っていうのはなかなか、勤めてる人は行かれませんか。だから、若い方っていうのが出席できにくい。その日が何曜日か分かりませんが、たとえ日曜日であってもなかなか行きにくいし。町民大学ですとかなり若い方が、今までの内容にもよりますけど参加してるので。

講師が問題だと言われましたけど、講師はお医者さんがたくさんおいですし、そんなに高くない講師料でやってくれるはず。婦人会でいつも呼んでますので。

それで、お医者さんというのはほんとに、当然ですが専門家ですから、お話し合い人も多いです。それでね、力が入ってます。

ぜひですね、予算はもちろんありますが、今年度は無理だと言わないで、今年度やらないと。前にも私、言ったんです。宮川課長のときもお願いしたように思いますが、毎年毎年繰り延べされてますと、特定健診の受診率上げててもですね、もっとこのすそ野を広げていかないと。若い人からそういう意識をつくっていかないと。割と、こういう講演に行くのは高齢者が多いんですよ。また、女の人が多いんです。健康に意識高いですからね。ですから、私は町民大学をいつも言うんですが。

再度、答弁をお願いします。どうでしょうか。

議長 (山崎正男君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (川村一秋君)

それでは再質問にお答え致します。

今年度の開催ということですが、先ほども申しましたが、やはり予算的なこともありますし、今年度の開催は難しいと考えます。

以上です。

議長 (山崎正男君)

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

まあ、あまり無理を言ってもいけません。

では、先ほどもちらっと言っていましたけど、来年度は予算をつけるということで、頑張ってもらえるということでしょうか。

再度。

議長 (山崎正男君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (川村一秋君)

来年度に向けての予算ということですので、一応頑張りたいと思います。

それでですね、先ほど申しました幡多ふれあい医療講座は、町の負担が要りません。それから講師もですね、ほとんどがもう先生とか医療関係の方がやっておりますので、もってこいの講座だと思います。

以上です。

議長 (山崎正男君)

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

もう終わろうと思うんですが。

頑張っていたけるということでは、ここで確約はねえ、もちろん課長できませんので、頑張っていたく  
ということで。

その幡多ふれあい講座についてはですね、もちろん講師が安いからいいとかいうだけじゃなくて、町民大学  
はもっと幅広く、若い人も呼べますし、そういうことを。対象者が少し違いますから、ぜひお願いしたいとい  
うことですので。

それをお願いして、私の質問をこれで終わります。

議長（山崎正男君）

これで宮地葉子君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 24分